

平成30年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成30年6月28日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1 番 東郷 克己	2 番 山崎 敦志
3 番 長谷川崇朗	4 番 橋 俊明
5 番 坂口 重良	6 番 岩井智恵子
7 番 津村 俊二	8 番 矢野 隆行
9 番 田中 陽介	10 番 稲垣 誠亮
11 番 山本 剛	12 番 鈴木 市朗
13 番 工藤 義明	14 番 野並 享子
15 番 東郷 正明	16 番 北村五十鈴
17 番 荒川 泰宏	18 番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	竹中 宏	総務部長	小山 日出夫
市民部長	田中 千晴	健康福祉部長	高橋 謙二
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男	都市建設部長	三上 忠宏
環境経済部長	遠藤 由隆	教育部長	吉川 武克
政策調整部次長	吉田 和司	総務部次長	川端 貴美子
広報秘書課長	北脇 康久	総務課長	辻 昭典

出席した事務局職員の氏名

事務局長	瀬川 俊英	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	吉川 加代子	書記	坂口 稔

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第55号から議第63号まで

(平成30年度野洲市一般会計補正予算(第2号) 他8件)

各委員長の委員会審査結果報告、質疑、討論、採決

追加議事日程

第1 意見書第6号から意見書第9号について

(全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求める意見書
(案) 他3件)

提出者説明、質疑、討論、採決

第2 議員の派遣について

第3 議員資格決定について

提案理由説明、弁明、質疑、討論、採決

開議 午後1時00分

議事の経過

(再開)

○議長(矢野隆行君) (午後1時00分) 皆さん、こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、今日、報道機関がたくさん来られていますので、録画、録音、写真等を許可しますので申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、お手元の書面のとおりであります。

(日程第1)

○議長(矢野隆行君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、第15番、東郷正明議員、第17番、荒川泰宏議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(矢野隆行君) 日程第2、各常任委員会委員長から委員会審査結果報告書が提出されておりますので、議第55号から議第63号まで、平成30年度野洲市一般会計補正予算(第2号)、他8件を一括議題といたします。各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子委員。

○14番(野並享子君) 第14番、野並享子でございます。

去る6月14日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第57号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員から、今回追加になる野洲市胃がん検診事業運営委員会、また野洲市さくら墓園合葬式施設整備検討委員会、そして、野洲市自殺対策計画策定委員会の人数の根拠はどの質疑に対し、人数の根拠は法的に定められているものではない、各担当課で参加委員の顔ぶれ等を踏まえての判断、特に自殺の協議会、20人ぐらいは各種団体等からの意見をいただくということで、各団体の数を勘案して定めているとの答弁がありました。

また、胃がん検診等の事業運営委員会の設置に対して、肺がんと心臓病の事業の運営委員会はあるのかとの質疑に対して、今のところはない、今回は国の制度に基づくもので内視鏡での検診も行うための委員会設置であるとの答弁がありました。

続いて、議第58号野洲市職員定数条例の一部を改正する条例について審査をいたしました。委員から、1年か2年後に独立行政法人というような方向性、見通しはどの質疑に対し、独立行政法人になるとときにはまたこの条例を改正して、その部分を省くというような見通しであるとの答弁がありました。

また、独立行政法人に踏み切られるが改定状況が今のところどうなっているのかとの質疑に対し、独立行政法人の意向を見据えた野洲市独自の制度を策定している、7月12日に特別委員会をお願いをし、募集要項や給与の考え方等を示し、秋には内定をしていきたいとの答弁がありました。また、270名は現在野洲病院で働いておられる方だけでなく、公募もされるのかとの質疑に対して、現在野洲病院で働いておられる方も含め、病院職員については公募で行うとの答弁がありました。

また、現野洲病院の職員は何人おられるのかとの質疑に対して、4月1日現在で268

名である。ただし、この中には篠原のデイサービス、訪問看護等4事業の職員が入っているとの答弁がありました。

また、採用試験はされるのかとの質疑に対して、看護部門とか技術、事務系とかいうような枠を定めて行うとの答弁がありました。

続いて、議第59号野洲市税条例等の一部を改正する条例について審査をいたしました。委員から、430円が3回上がるが影響額はどうかとの質疑に対し、単純に今の消費量で推移すると1回に1,800万円の増収となるが、実際、たばこの消費は下がっており、そこまでは見込めないとの答弁がありました。また、紙巻きたばこの利用が減り、加熱式たばこ、電子たばこがふえているが、シェアの比率はどの質疑に対し、13%が電子たばこ、紙巻きたばこが87%であるとの答弁がありました。

続いて、議第60号野洲市土地開発基金条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員から、土地開発基金で買うのに調整区域の農地を買っていること自体がそもそも間違いだが、処分できていない土地がある、今後の解決する見通しはどの質疑に対し、現時点ではまだ具体的な解決策は明確になっていない、今後もそれぞれの担当課においてどういう処理方法があるのか検討していくとの答弁がありました。

以上の4議案を議題として慎重に審査をいたしました結果、議第58号については採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。議第57号、議第59号、議第60号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員会委員長の報告を求めます。

第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） 第16番、北村五十鈴です。

去る6月14日の本会議におきまして、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月19日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、

慎重に審査しました結果について報告いたします。

まず、議第61号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員から、介護保険法施行令第38条第4項の規定が同施行令第22条の2第2項に規定されることになったとのことであるが、何か内容が変わったのかとの質疑に対し、介護保険法施行令第38条第4項で規定されていた内容と全く同じ内容が同施行令第22条第2項において規定されており、内容の変更はないとの答弁がありました。議第61号では委員間討議はありませんでした。

続いて、議第62号野洲市地域包括センター支援における包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について審査いたしました。委員から、条例第4項第1項では地域包括支援センターが担当する区域における第1号被保険者の数がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに職員を置くと規定していて、幅が非常に広いと思うが特に問題はないかとの質疑に対し、職員の配置は人口密度や地域によって異なるため、この幅の広さは一概には何とも言えない、野洲市の場合、高齢者の人口がおおよそ1万3,000人弱であるため、1圏域当たり大体4,000人強の高齢者を担当していることになるが、特に問題はないと認識しているとの答弁がありました。

また、野洲市地域包括支援センターは野洲地域に1カ所あるのみであるため、中主地域に住んでいる市民には不便であるように思う、地域包括支援センターを中主地域にも設置し、2カ所とすることについて、今後の方向性、見解はどの質疑に対し、野洲市の現状として市が直営で地域包括支援センターを運営しているので、1カ所で集中的に行うのが一番効率的でより市民のニーズにも対応できると考えているとの答弁がありました。

また、支援を必要とする高齢者がふえ、今後ますます地域包括支援センターの役割が重要になると思うが、相談内容が多い案件としてどういうものがあるのかとの質疑に対し、平成29年度の実績では、介護保険の利用や高齢者虐待に関する相談が多いとの答弁がありました。

また、地域包括支援センターの窓口がどうも閉鎖的で入りにくい、職員に声をかけにくいという市民の声を聞くことがあるが、このような市民の声についてどのように思うかとの質疑に対し、建物の構造など物理的なことであれば対応が難しいところであるが、窓口に来られた人に対しては、今後も丁寧な対応や接遇を心がけていきたいとの答弁がありました。

また、主任介護支援専門員は何人か、また介護支援専門員は何人かとの質疑に対し、主任介護支援専門員は3人、介護支援専門員を含む介護予防ケアマネジメント員は5人との答弁がありました。議第62号では委員間討議はありませんでした。

以上の2議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第61号、議第62号については採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、文教福祉常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑なし。質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員会委員長の報告を求めます。

第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏です。

去る6月14日の本会議におきまして、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、6月20日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果について報告いたします。

委員会では、議第63号事業契約について、野洲市余熱利用施設整備運営事業について審査いたしました。委員から、事業契約金額約25億円の設定はいつだったのか、またその根拠はどの質疑に対し、予算として昨年8月議会において債務負担行為25億3,000万円の議決をいただいております、その際に説明したとおり、基本計画では可能性のあるものを盛り込んだ形で定義し、実施方針においては温水プール、温浴地産地消の機能を必須施設として位置付け、それをもとに入札した結果、約25億円であるとの答弁がありました。

引き続き、委員から、基本計画の3社のヒアリング結果、A社の意見が取り入れられた計画案となっているのか、またA社意見のその他で行政から一定の運営費の支援も必要になると書かれているが、この点はどのような契約になっているのかとの質疑に対し、提案側がどうするかの話であり、市が直接そのことを反映するかどうかということはない、なおPFI事業においては行政から一定の運営費を支出することは必要になるとの答弁がありました。

引き続き、委員から、22年間の維持管理費の中に修繕費は入っているのかとの質疑に対し、維持管理費に修繕費は含まれるとの答弁がありました。引き続き、委員から、入札では公表された予定額の100%という結果であるが、過去に競争入札で100%はあったのかとの質疑に対し、仕様書を発注の一般競争での入札ではなく、提案による性能発注の総合評価一般競争入札では約25億の予定価格があつて、どこまでの提案をするのか、これも競争になるので、比較の対象にはならないとの答弁がありました。

引き続き、委員から、余熱利用施設整備運営事業をPFIでなく、クリーンセンターの建設方式にすれば幾らの起債発行になったのかとの質疑に対し、PFI方式もクリーンセンターの建設方式も起債額は変わらないと考えるとの答弁がありました。

以上、本議案を議題として慎重に審査いたしました結果、議第63号については採決の結果、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、環境経済建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、予算常任委員会委員長の報告を求めます。

第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

去る6月14日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査をするため、6月19日、20日に、各分科会を、また26日に委員会を招集し、説明員の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第55号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号）、議第56号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）、以上2議案を議題として6月26日の予算常任委員会では各分科会に分担しました各補正予算案について詳細な説明を受けた後、質疑応答を繰り返し、慎重な審査が行われたことを各分科会の会長報告を受けました。

主な審査内容を報告いたします。議第55号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号）における総務分科会は、歳入の部のみで質疑はありませんでした。

次に、文教福祉分科会での審査内容は、委員から虐待を受けた児童の人数はどの質疑に

対し、平成29年度の実績で450人との答弁がありました。また、現在の母子家庭と父子家庭の世帯数はとの質疑に対し、福祉医療費受給券では397世帯の母子家庭と25世帯の父子家庭に同受給券が交付されているとの答弁がありました。

また、生活保護のシステム改修に特定財源の就労支援事業費が充てられているが、これはどのような補助金かとの質疑に対し、この補助金は生活困窮者支援事業に基づく就労準備支援事業費等、あるいは生活保護の適正化に向けた事業費等を対象にしたものであるとの答弁がありました。

議第56号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）については、環境経済建設分科会での審査内容は、委員から合葬ということだが何体くらい入れるのかとの質疑に対し、合葬式の施設の納骨の数は約300との答弁がありました。また、委員から合葬の方法について基本的な考え方はどのような方向かとの質疑に対し、地下に1メートル四方程度の納骨室をつくり、お骨のみを納めていただく合葬式をとる、つぼで納めるタイプは現時点では検討していない、当然、検討委員会の議論が重要視されるが、これが現時点の考え方でとの答弁がありました。

続いて、利用費についてと、また墓地公園の既存利用者と一般の方が墓じまいに利用されるときに、利用の違いがあるのかとの質疑に対し、1点目の利用費については建設費と維持に必要なランニングコストを検討委員会で算定し、それをもとに納骨者数で割り戻して、その基準をベースに使用料が決まっていく。また、2点目の現在の墓地公園の利用者と外部から入る方に差を設けることは現在決定しておりませんとの答弁がありました。

以上が各分科会での審査内容です。

議第55号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号）、議第56号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、予算常任委員会に付託を受けました議案の審査結果の報告といたします。

○議長（矢野隆行君） これより、予算常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑はないようでございますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第55号から議第63号まで、平成30年度野洲市一

般会計補正予算（第2号）、他8件について討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

まず、議第55号平成30年度野洲市一般会計補正予算（第2号）について採決をいたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第55号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第55号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第56号平成30年度野洲市墓地公園事業特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議第56号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第56号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第57号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第57号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第57号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第58号野洲市職員定数条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第58号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立多数であります。よって、議第58号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第59号野洲市税条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第59号は、委員長の報告のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第59号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第60号野洲市土地開発基金条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第60号は、委員長の報告のとおりに決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第60号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第61号野洲市介護保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第61号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第61号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第62号野洲市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第62号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第62号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第63号事業契約について、野洲市余熱利用施設整備運営事業について採決いたします。

お諮りいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議第63号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(矢野隆行君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第63号は委員長の報告のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(午後1時30分 休憩)

(午後1時45分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。意見書第6号から意見書第9号まで、議員の派遣について並びに議員の資格決定についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) ご異議なしと認めます。よって、意見書第6号から意見書第9号まで、議員の派遣について、並びに議員の資格決定についてを日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

(追加日程第1)

○議長(矢野隆行君) 追加日程第1、意見書第6号から意見書第9号まで、全ての小学校に英語専門科教員を配置できる財政措置を求める意見書案、他3件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。まずは意見書第6号について、第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) 第14番、野並享子です。

全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求める意見書について説明をいたします。

2020年度から実施される小学校の次期学習指導要領で、英語が教科化されるのに先立ちまして、今年度、18年度の公立小学校の教職員定数で英語を専門的に教える専科教員の1000人増を決めています。現在、日本の小学校は約2万校ですから、20校に対して1人ということになります。また、18年度予算で公立小中学校の教員の給与に充てる義務教育費国庫負担金は17年度と比較して20億円減の1兆5,228億円となっています。このように、義務教育の中で水準を維持確保しようと思えば、もっとしっかりと国が財政措置を講じなければならないと思います。義務教育費国庫負担法に基づいて地方公共団体に負担転嫁をすることなく、国の責任のもとに必要な財源措置を計られるように強く求めますということで、意見書を提出したいと考えております。

ぜひ議員皆様のご賛同を賜りますよう、お願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 本職が先ほどの文言の中で、英語専科教員というところを専門科教員と述べました点を修正いたします。

次に、意見書第7号について、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

私は生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書を提案いたします。政府が2017年12月に発表した生活保護基準の見直しでは、食費や衣服費、光熱費等の日常生活に充てる生活扶助が最大5%引き下げられ、生活保護利用世帯の7割の世帯で受給額が減額されます。また、1人親家庭に支給される母子加算は20億円も減額され、子ども1人の場合、年間で平均約4万8,000円の引き下げとなります。生活保護受給者からはこれ以上減額されたら、人間らしい暮らしはできなくなる、育ち盛りの子どもがいるのにこれ以上どうすればいいのかと不安の声が上がっています。既に、2013年から15年にかけて、生活扶助が減額され、平均6.5%、最大10%も引き下げられており、今回さらに減額されれば憲法第25条、健康で文化的な最低限度の生活が保障できるのか問われることとなります。政府が引き下げの根拠としているのは、生活保護を利用していない低所得層の消費実態と比較とされている。低所得世帯とあわせて生活保護基準を引き下げていくことは、格差と貧困をさらに拡大し、深刻にするだけであります。

また、生活保護基準の引き下げは生活保護受給者だけの問題でなく、就学援助や住民税等の非課税基準、介護保険の減免基準など、各種制度の基準となっている最低賃金や年金などにも影響を与えることにもなります。国民全体の所得の低下につながる問題となりかねません。

今、国としてやるべきことは、生活保護費の引き下げでなく、低所得者の生活水準を引き上げることこそ必要であると考えています。

以上のことにより、国におかれましては、生活保護基準引き下げを中止することを強く求めるものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出させていただきます。ぜひ皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第8号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第8号の給与所得にかかわる特別徴収税額の決定、変更通知書から個人番号を削除することを求める意見書について説明をいたします。

地方自治法第99条の規定に基づき、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、平成27年度総務省令第91号第1条の第3号様式に個人番号の記載欄が追加されたことにより、平成29年度には当様式により従業員の個人番号を記載して、事業者に給料所得等にかかわる特別徴収税額の決定変更通知書が、徴収義務者用が通知書として送付されました。通知書への個人番号の記載は情報漏えいのリスクが大変高く、対応には事務負担や経費負担の多大な増加が必要となります。

閣議決定された平成28年度税制改正大綱では、通知書への個人番号の記載について書面による場合には、当面不記載とすることにしてはいますが、平成29年度12月26日に総務省令第83号により、地方税法施行規則が一部改正されました。しかしながら、通知書の様式そのものは変更されずに、個人番号の記載欄がそのまま残っています。

政府におかれましては、自治体における円滑な事務の遂行と個人番号にかかわる情報漏えいのため、この様式について個人番号欄を削除するための法令等の必要な処置を講ずることを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第9号について、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） それでは、意見書第9号、精神障がい者への公共交通運賃等の割引制度の適用を求める意見書を提案いたします。

障害者基本法では、精神障がい者は身体障がい者及び知的障がい者と同じく障がい者として定義されており、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関する基本原

則が定められています。障がい者の自立と社会参加を促進するためには、公共交通機関等の移動手段を確保することが必要不可欠であり、各公共交通事業者や名神高速道路株式会社においては、障がい者に対して公共交通運賃等の割引制度を設け、障がい者の経済的負担の軽減が図られています。

しかしながら、割引の対象は身体障がい者及び知的障がい者に限定されていることから、精神障がい者にとって公共交通運賃等は大きな経済的負担となっており、このことは精神障がい者の自立と社会参加を促進する上で大きな課題となっております。障害者基本法、障害者相互支援法、障害者差別解消法、国際連合の障害者権利条約等の趣旨を踏まえると、こうした状況は速やかに是正される必要があります。

よって、国及び政府においては精神障がい者についても身体障がい者及び知的障がい者と同様に、公共交通運賃等の割引制度が適用されるように、公共交通事業者等に対して働きかけを行う等の必要な措置を講じられるよう、強く要望するものであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出させていただきます。ぜひともご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（矢野隆行君） これより、ただいま議題となっております意見書第6号から意見書第9号までについて質疑を行います。ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご質疑がないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまから議題となっております意見書第6号から意見書第9号までについて、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、意見書第6号から意見書第9号までにつきましては、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております意見書第6号から意見書第9号までについて討論を行います。討論通告書が出ておりますので、順次これを許します。

討論通告書が意見書第6号から8号まで、順次これを許します。

まず、意見書第6号について、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、新誠会、東郷克己です。

全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求める意見書案に反対の立場から討論いたします。

この意見書案は、次期学習指導要領による英語教科化に向けた移行期間として先行実施される英語教育について、現行の専科教員1,000人増に対し、全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求めています。

具体的な記述としては、現在でも教職員は時間をいっぱい使って過重労働になっています。こうした状況の中で、18年度予算で公立小中学校の教員の給料に充てる義務教育費国庫負担金は、17年度比で20億減の1兆5,228億円となっている。こうした中で、英語教育を円滑に進めるため、専科教員をふやしている学校もありますなどとなっています。

これは教職員の過重労働を訴え、これに続けて、こうした状況の中でと前年度20億減を訴えることで、国の不作為やさらなる教員の教育活動環境の悪化を印象付け、国に財政措置を求めているものです。

英語教育だけの視点から見れば、各校に専科教員を配置すべきとの結論になりますが、学校教育の現場だけでもさまざまな現状と課題があり、これらを総合的に判断することが必要です。

文部科学省初等中等教育局によると、今年度予算の正確な数字は1兆5,246億円で前年比23億円の減でした。正確な数字を確認したら、その差は開いていたというところでございますが、しかし、その減少の主な要因としては、少子化による児童・生徒数の減少による学級数の減少に伴う教職員の減少と教職員の若返りによる給与総額の減少であります。これらの状況は、市内の学校でも私自身も確認しているところであります。

このようなことから、一方的に教育予算が削られているというわけではございません。また、現在の小学校教師の勤務実態を踏まえ、今回の学習指導要領実施は教師の勤務時間増につながらないような配慮が必要です。具体的には今後の少子化による学級数の減少や各学校における働き方改革を考慮した適切な授業時数の設定等を踏まえ、平成32年度までの3年間で4,000人の専科教員の配置が必要と見込まれ、本年度は移行期間であることを考慮、勘案し、1,000人とされたところです。

こうした学校におけるさまざまな要因を総合的に判断すれば、現在の専科教員の1,000人増は妥当であり、したがって、本意見書案に反対いたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（矢野隆行君） 次、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

意見書第6号の全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求める意見書に対して賛成の立場から討論を行います。

政府は2020年に英語が小学生で教育化されるのに先立って、外国語活動で聞く、話すを教科としていくための措置として、英語専科教員を配置しますが、全ての小学校で英語教育をするための人員としては余りにも少なく、十分な英語教育が行える英語専科教員の配置とは程遠いものとなっています。

そうした状況の中で、自治体が予算を組み、財政負担をして、英語専科教員を増員しています。国の義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1となって、定数内期限付き採用や非常勤職員が増加しています。自治体により教育格差が生じることはあってはなりません。

日本国憲法第26条は日本国憲法の第3章にある条文で、教育を受ける権利及び義務教育について規定しています。よって、政府においては子どもたちが住む地域や環境に関係なく、平等にきめ細かな英語教育を受けられるようにするため、義務教育費国庫負担制度を堅持し、国庫負担金の負担率を引き上げて、自治体予算でなく国が責任を持って英語専科教員を配置できる財政措置が必要です。

英語教材についても保護者の負担を軽減し、教育にかかわる公的支出については、所得格差が広がる中で、誰もが教育を平等に受けられるよう、教育予算の確保、拡充が強く求められます。

以上のことにより、全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置が必要であることから、意見書第6号に対しての賛成討論といたします。議員各位の賛同をよろしく願います。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第7号について、第4番、橋俊明議員。

○4番（橋 俊明君） 第4番、橋俊明です。

ただいま案件となっております生活水準の引き上げ中止を求める意見書について反対の立場から討論をさせていただきます。

生活保護基準につきましては、最低限度の生活を保障する観点から低所得所帯の消費水準と均衡がとれる適正な基準となるよう、現在、国において専門的かつ客観的な検証が行われているところであります。

その中で、子どもがいる家庭につきましては、貧困の連鎖を防ぐ観点から子どもの健全育成に必要な費用の範囲や水準について検討が行われております。平成25年8月に実施された見直しにつきましては、当時のデフレ傾向等を踏まえ、マイナス4.78%の生活扶助費の見直しが行われております。これは低所得世帯との公平性との観点から妥当な見直しだったと判断いたしております。

したがって、本案が求めるこの見直しの撤回は厳しいものと判断せざるを得ません。ただ、算定基準についても貧困の連鎖を防ぐ観点から子どもの健全な育成に必要な費用の範囲や水準に関して検討が行われていますが、他方、厳しい財政状況の中で納税者の理解が得られる生活保護制度を維持していくことが大前提でありますので、算定の見直しについても厳しいものと受けとめております。

こうしたことから、生活水準引き下げ中止を求める意見書には反対するものであります。また皆様のご賛同を得られるよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第7号について、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

意見書第7号生活保護基準の引き下げ、中止を求める意見書に対して、賛成の立場で討論します。

厚生労働省は2018年10月にさらなる生活保護基準額の引き下げを実施しようとしています。2013年度から既に平均6.5%の生活保護基準の引き下げにより、生活保護受給者世帯において健康で文化的な生活を維持し得ていない状況になっています。

今回の引き下げの考え方として示された算定方式には大きな問題があります。それは全国消費実態調査に基づいた所得階層を10に分けた階、つまり所得の低い階層の消費水準に合わせるというものですが、厚生労働省の生活保護基準部会においても、複数の委員から消費水準が低すぎると指摘がされています。そもそも生活保護基準未満の世帯のうち、実際に生活保護を利用している世帯が占める割合を生活保護の捕捉率といいますか、厚生労働省が公表した資料からも2割から3割と推測されています。ですから、所得階10%の層の中には生活保護基準以下の生活を余儀なくされている人たちが多数存在していますから、その層を比較対象とするならば、生存権保障の水準を引き下げ続けることにならざるを得ず、合理性が全くありません。

さらに注目すべきことに、今回の引き下げについて日本ソーシャルワーカー協会や日本社会福祉会、日本医療社会福祉会、日本弁護士会の会長名などで生活保護基準の引き下げ

に反対する声明が出されています。

私たち議員も生活相談の中で、生活保護受給世帯の皆さんが度重なる生活保護基準の引き下げにより、食費を切り詰めていることや冷暖房をなるべくつけず我慢されていること、冠婚葬祭や地域の行事への参加も手控えると、健康で文化的な生活が阻害されていることを目の当たりにしている方も多いと思います。

したがって、これ以上の引き下げは容認できるものではありません。加えて、生活保護基準は最低賃金、就学援助の給付対象基準、介護保険の保険料、利用料、障害者総合支援法による利用料の減額基準、地方税の比較税基準の労働、教育税制など、多様な施策の適用基準と連動していることから、その引き下げは市民生活全般に多大な影響を与えることとなります。

現在、全国で生活保護基準の引き下げは、生存権を保障した憲法25条に違反しているとして生存権裁判が取り組まれています。全国で1,000人を超える原告の人たちが自らの生存権を守るためではなく、生活保護のあり方は全ての国民の権利にかかわる問題として文字どおり要求を抱えながらも命がけで闘っておられます。その決意と願いに応えなければなりません。

以上、市民の生活と命を守るため、生活保護基準引き下げの中止を強く強く求めるものです。議員各位の賛同をお願いし、意見書第7号生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書に対しての賛成討論とします。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第8号について、第7番、津村俊二議員。

○7番（津村俊二君） 第7番、津村俊二です。

意見書第8号給与所得にかかる特別徴収税額の決定変更通知書から個人番号を削除することを求める意見書案について、反対の立場から討論いたします。

本案について、そのままご賛同いただくことは適切ではないものと考えます。政府としてはマイナンバーの導入により、所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくするため、負担を不当に守られることや給付を不正に受け取ることを防止すると共に、本当に困っている方にきめ細かな支援を行うことができるなどのメリットがあることから、マイナンバー制度の適切な運用を進めています。

特別徴収義務者用の税額通知にマイナンバーを記載することにより、例えば翌年以降の地方税手続でマイナンバーの確認事務等が容易になるなど、事務の効率化の面で事業者にもメリットがあると考えられ、マイナンバーの円滑な運用に資するものと考えます。

また、個人住民税の税務手続において、マイナンバー法が目的とする公平公正な課税が実現するということを通じ、広く納税者、納税義務者である従業員にもメリットがあるものと考えます。

本案が求める運用の中止等は、マイナンバー制度の廃止を目的とする活動の一環と捉えることができることから、賛同すべきではないものと考えます。また、仮に市区町村が同通知にマイナンバーを記載しなかった場合、特別徴収義務者と市区町村との間で正確なマイナンバーを共有することができず、翌年以降の地方税手続においてマイナンバーの確認事務等に時間を要するなどのことが考えられることから、公平公正な課税や事務の効率化につながらない懸念があると考えております。

したがいまして、市区町村におきましては地方税法及び同法施行規則に定める様式によりまして、特別徴収義務者に対し、従業員のマイナンバーを記載した通知を送付していただく必要があるとのことから、反対討論といたします。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 次に、意見書第8号について、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

意見書第8号の給与所得にかかる特別徴収税額の決定変更通知書から個人番号を削除することを求める意見書に対して、賛成の立場から討論を行います。

平成29年度より、事業者へ送付される住民税特別徴収税額の通知書に個人番号を記載することとされましたが、平成30年度税制改正大綱には書面により通知書を送付する場合には、当面個人番号の記載を行わないこととするとされました。しかし、電子情報処理組織や光ディスク等による提供の場合には、引き続き個人番号が記載され、また書面での取り扱いについても、当面とされており、個人番号欄を含む様式は変更されていないことから、中止は限定的なものと言わざるを得ません。

通知書への個人番号の記載は、そもそも給与から住民税を天引きして納付する手続において不要であることから重大な問題があります。また、特別徴収義務者に重い負担を負わせ、経営を圧迫することも問題であります。番号法は事業者に対して施策とするよう努めるとしています。個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとしていますが、情報漏えい等を行った場合は4年以下の懲役もしくは200万円以下の罰金に処し、またはこれを併科するなどと定め、法人に対して罰則刑を科すとしています。

しかし、事業者が日々増大する情報漏えいリスクに万全な対策を行うことは困難であり、

診療所や中小企業者などにとって安全管理処置を講ずるには事務負担も大きく、経営を圧迫することになります。

以上のことから意見書第8号の給与所得にかかる特別徴収税額の変更通知書から個人番号を削除することを求める意見書に対しての賛成討論といたします。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 以上で、通告による討論は終了いたしました。これをもって討論を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

お諮りいたします。意見書第6号全ての小学校に英語専科教員を配置できる財政措置を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第6号は否決されました。

次に、意見書第7号生活保護基準の引き下げ中止を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第7号は否決されました。

次に、意見書第8号給与所得にかかる特別徴収税額の決定変更通知書から個人番号を削除することを求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（少数起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立少数であります。よって、意見書第8号は否決されました。

次に、意見書第9号精神障がい者への公共交通運賃等の割引制度の適用を求める意見書案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（矢野隆行君） ご着席願います。

起立全員であります。よって、意見書第9号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものにつきましては、本職に一任いただくことに決しました。

なお、意見書は本職により直ちに関係機関に提出いたします。

（追加日程第2）

○議長（矢野隆行君） 追加日程第2、議員の派遣についてを議題といたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条第1項の規定により、既に配付のとおり、議員の派遣をしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。

よって、配付のとおり、議員を派遣することに決しました。

ただいま議決されました議員の派遣の内容による変更が生じた場合の処置につきましては、本職に一任願いたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） よって、議員の派遣の内容に変更が生じた場合の処置については、本職に一任いただくことに決しました。

暫時休憩いたします。

（午後2時25分 休憩）

（午後2時40分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（追加日程第3）

○議長（矢野隆行君） 追加日程第3、議員の資格決定についてを議題といたします。

北村議員に申し上げます。地方自治法第117条の規定により除斥対象となりますので、第16番、北村五十鈴議員の退場を求めます。

北村議員に申し上げます。弁明するものを本職宛てに申し出られますか。弁明されますか。確認いたします。

○16番（北村五十鈴君） 弁明します。

（16番 北村五十鈴君 退席）

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後2時41分 休憩）

(午後2時43分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本件について、資格審査特別委員会委員長の報告を求めます。第13番、工藤義明議員。

○13番(工藤義明君) 第13番、工藤義明です。

私は審査特別委員会委員長としてたゞいまより報告させていただきます。

本委員会に付託されました北村五十鈴議員の議員資格決定について、審査の結果、別紙資格決定書案のとおり決定いたしましたので、野洲市議会委員会規則第23条の規定により報告させていただきます。

資格決定書案、資格の決定を求めた議員、橋俊明議員、資格の決定を求められた議員、北村五十鈴議員。

北村五十鈴議員の議員資格の有無について次のように決定いたします。

1、決定、被選挙権を有しない。理由、別紙のとおり、また報告させていただきます。

平成30年6月28日。

それでは、はじめに理由といたしまして、北村五十鈴議員、以下北村議員と言います。

北村五十鈴議員については、平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙に立候補し、当選者として当選証書が交付され、なお、野洲市選挙管理委員会は北村議員の被選挙権の有無について立候補届け出書類を形式的に審査したのみで生活実態等についての実質調査は行っていない。それ以降、市議会議員として活動してきたのであるが、野洲市の市民から北村議員が野洲市内の届け出住所での居住実態がないのではないかとの申し出書面が野洲市議会議長矢野隆行に郵送されました。上記の届け出書面を踏まえまして、平成30年2月20日及び同年2月27日の両日にわたり、全員協議会を開催し、その扱いを協議すると共に、北村議員からも届け出住所における居住実態について説明を受けました。

その後、平成30年3月22日の平成30年第1回野洲市議会定例会に橋俊明議員から議長宛てに、北村議員の被選挙権の有無についての資格決定要求書が出され、同定例会において資格審査特別委員会(以下本委員会という)が設置され、同年4月11日の本会議において、本委員会に地方自治法第100条第1項の権限を委任する旨が議決されました。

第2といたしまして、本委員会の調査活動について報告いたします。第1回委員会を平成30年3月22日に開催し、正副委員長を委員の互選により選出し、前記のとおり、本委員会に地方自治法第100条第1項の権限を委任するよう、議会に申し出ることを決定

しました。

第2回委員会を同年4月17日に開催し、本委員会の調査等に関して、支援業務を委任した滋賀弁護士会所属の脇岡勇夫弁護士の同席を得て、今後の調査内容とスケジュールについて協議し、北村議員の届け出住所における賃貸借契約書や電気・ガス・水道などの使用料に関する資料などを地方自治法第100条第1項により求めることなどを決定しました。

第3回委員会を同年5月10日に開催し、これまでに収集された資料について検討すると共に、北村議員から提出された生活の本拠に関する説明書面等についても検討協議し、北村議員を証人として呼び出し、同人からの証言を求めることを決定しました。

第4回委員会を同年5月22日に開催し、北村議員の証人調べを実施し、その後、北村議員が追加提出していた資料についても検討し、北村議員が仕事場として使用しているとされる草津のマンションについても、電気・ガス・水道の使用料についての資料を地方自治法第100条第1項により求めることとしました。

第5回委員会を同年6月5日に開催し、これまでに収集された資料に基づいて、北村議員の被選挙権の有無について協議検討しました。

第6回委員会を同年6月20日に開催し、前回に引き続いて、北村議員の被選挙権の有無について協議検討し、同議員に被選挙権がない旨の結論に至りました。

第3として、本委員会が検討材料とした資料については、本委員会が北村議員の被選挙権の有無についての検討に際して、参考とした資料は別紙資料目録のとおりであります。

第4の判断といたしまして、地方自治法第127条第1項に規定する議員が被選挙権を有しないとは、当該議員が当該普通地方公共団体における被選挙権を有することが議員資格取得条件であると共に、議員資格の維持条件でもあると解されており、したがって、1つ議員の就任、これは選挙、当時から引き続き現在まで被選挙権を有していない事実がある者、2つ、議員就任後に被選挙権を失い、現在これを有していない事実がある者、及び3、現在は被選挙権を有してるが、就任当時、またはその後において被選挙権を有しない事実があった者は、いずれも同条の議員が被選挙権を有しない者に該当するものである。

したがって、北村議員については平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙に立候補して当選した者として議員資格を有しているとされているのであるから、公職選挙法第9条第2項により、告示前3カ月の間、引き続き、野洲市内に住所を有する者でなければならない、当選後においても引き続き同市内に継続して住所を有する者でなければ

ばならない。

ところで、公職選挙法にいう住所とは、生活の本拠、すなわちその者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであり、一定の場所がある者の住所であると言えるか否かは客観的に生活の本拠たる実態を具備しているかにより決すべきものであり、これは昭和29年10月30日最高裁判決、また昭和32年9月13日最高裁判決、昭和35年3月22日最高裁判決、平成9年8月25日最高裁判決が出ております。

住所について、私生活面の住所、事業活動の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではなく、また事実上の生活の本拠であるから、住民基本台帳の記録等の形式上の手続によって定まるものではなく、客観的居住の事実が基礎であるから、その者の主観的居住意思はあくまでも一資料にとどまり、住所がないことが客観的事実だけで既に明らかに判定できる場合には、さらにその上に主観的意欲等を考慮に入れる余地はないものとされています。

次に、北村議員の生活の本拠について、1、北村議員は平成25年5月28日に、従前住居である草津市矢橋町2,070番地の1、ヴィアプレッソ（以下草津マンションという）から、野洲市永原市有地市営永原第1団地2号棟214号に転入し、さらに同年8月12日に現届け出住所である野洲市西河原2,576番地、カーサデパシオン203号に転居した旨の届け出がされ、住民基本台帳における住所は現在もそこにあります。

2、北村議員は平成25年10月20日執行の野洲市議会議員一般選挙に、4届け出住所に住所があるとして立候補して当選し、さらに平成29年10月22日執行の同選挙においても現届け出住所を住所として立候補して当選しました。なお、両選挙とも選挙管理委員会は住民基本台帳の記録等に沿って被選挙権の有無を判断しており、その他特別に居住実態について調査などはしていない。

3、北村議員は、生活の本拠は住民基本台帳における住所、すなわち野洲市西河原2,576番地カーサデパシオン203号であり、平成25年8月12日に転居して以降、現在まで継続して当該場所に居住している旨、証言しています。

4、北村議員は建築デザイナーをしており、その仕事場として草津マンションを利用しているとも証言しています。

5、したがって、北村議員の生活の本拠の可能性としては西河原マンションにあるか、草津マンションにあるのかいずれかであり、その他の場所に存在する可能性はありません。

次に、西河原マンションの生活実態につきまして、北村議員は前記のとおり、平成25

年8月12日に西河原マンションに転居して以降現在まで、平成29年7月19日ごろに1週間ぐらい入院して不在となったことはあるが、その他は継続して同所で起臥している旨、証言しています。

西河原マンションにおける賃貸借関係は北村議員ではなく第三者、これは北村議員は当該人物を知人であると説明されております。以下この方をA氏と称します。第三者がマンション所有者から平成25年8月10日に賃貸借しており、その際の契約者の入居者名簿では北村議員をA氏の妻であり、同居人であるとして記載されていましたが、平成27年9月1日及び平成29年9月1日の賃貸借更新契約書では入居者名簿に氏名の記載がなくなっています。

なお、本委員会に平成30年5月4日付けでA氏の作成名義により平成25年8月10日から解約希望日まで、北村議員に西河原マンションを賃貸している旨の居住証明書は提出されています。

北村議員は西河原マンションでの生活について、次のとおり証言しておられます。

西河原マンションはひとり暮らしであり、公務やボランティア活動が忙しく、西河原マンションは寝て起きるだけがほとんどであり、平均的にそのマンションにいるのは午前1時ごろから午前5時半ごろまでで、朝5時半から6時までには出かけている。したがって、平均的滞在時間は4、5時間ということになる。西河原マンションで使用しているガス器具は給湯器だけであり、ガスコンロなどはない。食器の洗い物やシャワーなどにはガス給湯器を使うが、マンションの風呂は使わずほとんど銭湯を利用していたので、ガスの使用量がゼロという月もあった。水道使用量についてはゼロということではなく、風呂は使わないものの、歯を磨いたり、顔を洗ったりするときに水道を使うし、またトイレでも使用していたのでゼロというのはあり得ない。ただし、2カ月間の使用量は1立法メートル以下であれば水道使用量がゼロということも不思議なことではない。電気設備はエアコン、テレビ、照明器具、調理器具、冷蔵庫などがあるが、エアコンは夏場の冷房だけで冬場の暖房は電気こたつを使用している。照明器具等は部屋にいる時間が少ないので使用量は少ないものと思う。

ところで、西河原マンションにおける電気・ガス・水道の使用量は次のとおりであります。ア、電気使用量。これは月間、ただし検針日は毎月17日、平成29年4月57キロワット、5月47キロワット、6月47キロワット、7月57キロワット、8月80キロワット、9月60キロワット、10月69キロワット、11月64キロワット、12月4

6キロワット、平成30年1月54キロワット、2月174キロワット、3月162キロワット、以上が電気です。

イ、ガス使用量。月間、ただし検針日は毎月10日です。平成29年4月ゼロ、5月ゼロ、6月ゼロ、7月ゼロ、8月0.1立米、9月0.1立米、10月ゼロ、11月2.6立米、12月ゼロ、平成30年1月ゼロ、2月1.5立米、3月3.4立米。

次に、水道使用量です。2カ月間、ただし検針日は奇数月のおおむね10日です。平成29年3月12日から5月9日ゼロ、5月10日から7月10日ゼロ、7月11日から9月11日ゼロ、9月12日から11月10日2立米、11月11日から1月10日ゼロ、1月11日から3月10日4立米。

2016年総務省統家計調査から25円1キロワットとして換算して、ひとり暮らし女性の平均電気使用量は月間約227キロワット、1日平均約7.6キロワットであり、34歳以下の女性の場合でも、月間平均約129キロワット、1日平均4.3キロワットとなり、西河原マンションの平成29年4月から平成30年1月までの電気使用量は平均58キロワットしかなく、ひとり暮らしの女性の平均使用量の約4分の1、34歳以下の女性の使用量の約半分弱であり、北村議員が当該期間、日常的に西河原マンションで暮らしていたと認めるのは難しい。

平成30年2月からは電気使用量は34歳以下の女性の使用量の約1.3倍の電気使用量があり、北村議員はこの原因について、平成30年2月に北村議員の住所について疑義がある旨の問題が起こって、それ以降、公務以外の仕事をせず、ボランティアも全て断り、飲みにも行かずにずっとマンションにいたので、このような電気使用量となった旨を証言しています。これは反対に、北村議員が西河原マンションで通常の生活をすればこの程度の電気を使用することとなることを示していると言えます。

プロパンガス消費者センターの資料によりますと、ひとり暮らしのガス平均使用量は月間約5立米、1日平均0.17立米とされており、さらに夏期平均は月間約3立米、冬期平均は月間7立米とされています。これに対して西河原マンションにおける平成29年4月から同年10月までのガス使用量はほぼゼロであり、同年11月の選挙運動期間中は一定の使用量、それでも平均の半分に満たないものがあつたものの、同年12月と翌年の平成30年1月度は使用量がゼロとなり、同年2月度以降にガス利用が増加しています。この増加の利用も電気使用量のところで述べた事情によるものと北村議員は証言しています。

北村議員は、前記のとおり、食器の洗い物やシャワーなどにはガス給湯器を使っていた

というのであるから、たとえわずかでもガス使用量があるのが通常であるのに、平成29年4月から10月まではほぼゼロというのは異常であり、平成30年2月度以降のように日常生活を西河原マンションで送っていたのであれば、月間1.5立米ないし3.4立米のガス使用があったというべきであります。

次に、水道使用量につきましては、東京都水道局平成28年度生活用水実態調査の結果によれば、ひとり暮らしの上水道平均使用量は月間約8.2立米とされており、この家庭で1人が1日使う水の使用量に換算すると、平均264リットルとなります。これに対して西河原マンションにおける水道使用量は、平成29年3月12日から同年9月11日までの6カ月間全く使用がなく、同年9月12日から11月10日は平均使用量の2割程度が使用され、これは平成29年11月は選挙運動期間中であったことは前記のとおりです。同年11月11日から翌平成30年1月10日までの水道使用量は再びゼロとなり、同年1月11日から同年3月10日までの使用量は平均使用量の2分の1程度までになっています。

北村議員は前記のとおり、水道使用についてはゼロということではなく、風呂は使わないものの歯を磨いたり顔を洗ったりするときに水道を使うし、またトイレでも使用していたのでゼロというのはあり得ない旨を証言しています。また、北村議員はサウナと銭湯に行けないときは、朝にシャワーを浴び、水は間違いなく使っており、銭湯は月に20回ぐらい利用するとも証言していることから、月に10回ぐらいは朝にシャワーを浴びたこととなります。これらの証言は水道使用量についての調査結果と矛盾するもので、同証言をにわかには信用することはできない。

加えて、水道使用量の小数点以下の取り扱いについて、北村議員は1立米以下の0.99立米までは基本料金に入るので、1立米以下は検針の数字に上がっておらず、使用量がゼロでない月もゼロとして処理される旨を証言しています。

この点についても全くの誤認で、水道使用量の小数点以下の取り扱いについては各月の検針ごとにリセットされることはなく、水道使用量は次回検針に反映されることを西河原マンションの管理会社に確認しています。

ついでに、水道使用量の検針値から、3月12日から9月11日までの6カ月の間における水道使用量は最大でも0.99立米となります。この最大水道使用量0.99立米の数値は月平均165リットル、1日平均5.5リットルとなります。1日平均5.5リットルとはおおむねトイレ使用时1回分の水道使用量であり、北村議員の証言内容と矛盾し、

またこのような水道使用量で6カ月もの間、西河原マンションで生活できるとはにわかには信じがたいと言わざるを得ません。

以上の事実を総合すると、北村議員は少なくとも平成29年10月22日執行の野洲市議会議員一般選挙において、3カ月以上前である同年7月から平成30年1月までの間は、西河原マンションを生活の本拠としていたとは認められないと言うべきである。

確かに平成29年11月の使用量で、選挙期間中には一定量のガス・水道の使用が認められ、電気についても平成29年8月の夏期にはエアコンを使用したのではないかと見られる電気使用量の増加が見られますが、これは一時的なものであって、上記期間中に生活の本拠であったと認めることはできない。

さらに付け加えるなら、西河原マンションを生活の本拠として利用し続ける意思があるのであれば、通常は北村議員本人が賃借人となって、賃貸借契約書を締結するのが通常であると思われるのに、賃貸人から転貸しの同意がなく、したがって、いつ契約違反で賃貸借契約書が取り消されるかわからないという不安定なA氏からの定借契約で居住していることも、それが一時的なものとうかがわせませす。

また、北村議員は、西河原マンションが生活の本拠とする資料として、西河原マンションを拠点とする生活実態があるとして、日用品等の買い物、自治会活動、ボランティア活動などについて地域住民の報告書等を提出していますが、当該報告書等は抽象的、概括的、対象時期等についても明らかでないもので具体性に欠けるものである上、これをさておくとしても、北村議員は議員活動としても地域住民とのかかわりが必要と思われるから、野洲市内で自治会活動やボランティア活動をしているからといって、それだけで西河原マンションが生活の本拠であったということもできないし、その他、買い物等についても同様であります。

次に、草津マンションの生活実態についての調査報告をいたします。

草津マンションにおける電気・ガス・水道の使用量は次のとおりであります。ア、電気使用量、これは月間です。平成29年4月370キロワット、5月296キロワット、6月258キロワット、7月281キロワット、8月318キロワット、9月278キロワット、10月250キロワット、11月261キロワット、12月290キロワット、平成30年1月363キロワット、2月287キロワット、3月217キロワット。

次に、ガス使用量、こちらも月間です。平成29年4月17立米、5月13立米、6月9立米、7月7立米、8月8立米、9月7立米、10月10立米、11月8立米、12月

18立米、平成30年1月33立米、2月27立米、3月13立米、以上がガスです。

次に、水道使用量、こちらも2カ月間、ただし検針日は偶数月のおおむね10日です。平成29年4月10日から6月9日23立米、6月10日から8月10日26立米、8月11日から10月10日24立米、10月11日から12月8日19立米、12月9日から2月9日24立米、2月10日から4月10日15立米、以上が草津マンションの電気・ガス・水道です。

2016年総務省統計家計調査から25円1キロワットと換算しまして、2人暮らし平均電気使用量は月間約357キロワット、1日平均11.9キロワットとなり、草津マンションの平成29年4月から平成30年3月までの電気使用量は月間289キロワット、1日当たり約9.6キロワットとなります。前記でも述べたように、ひとり暮らし女性の平均電気使用量は月間約227キロワット、1日平均約7.6キロワットであり、34歳以下の女性の場合でも月間平均約129キロワット、1日平均4.3キロワットとなることから、草津マンションでは約1.5人分程度の使用量が認められます。

次に、ガス使用量につきましても、草津マンションは都市ガス、西河原マンションはプロパンガスであることから、一般社団法人プロパンガス料金消費者センターによりますと、プロパンガスは都市ガスに比べまして2.23倍の火力があるとされています。この熱効率から前記4(6)のプロパンガスのひとり暮らしのガス平均使用量、月間約5立米、1日平均0.17立米、夏期平均月間約3立米、冬期平均月間7立米を、それぞれに都市ガスに置きかえますと、ひとり暮らし平均使用量月間は約11.1立米、1日平均0.37立米、夏平均月間約6.69立米、冬平均月間約15.61立米となります。これに対し、草津マンションのガス使用量は、月間平均約14立米、1日平均約0.47立米であり、電気使用量でも述べたように、ひとり暮らし以上の使用をしていることとなります。

また、平成30年3月度、ガス使用量が前月の使用量の約半分には減少していますが、西河原マンションは前月比の倍以上増加していることから、この変動は北村議員が草津マンションから西河原マンションに生活の本拠を移したと考えることが自然であります。

なお、平成30年2月28日付けでガス使用者名義を北村議員からA氏に変更していることもこのことを裏付けます。

水道使用量につきましては、前記5の7のとおり、2人暮らしの上水道平均使用量は月間約15.9立米、家庭で1人が1日に使う水の量の平均が264リットルとなるのに対し、草津マンションにおける水道使用量は平成29年4月10日から平成30年4月10

日までの使用量は、月平均10.9立米、1日平均360リットル程度は使用されていません。これは1人以上の使用量で複数人での生活をうかがわせる水道使用量であると言えます。

電気使用量やガス使用量と同様に水道使用量におきましても、平成30年2月以降の水道使用量が前記の3分の近くまで減少しており、これに反比例して西河原マンションの水道使用量はゼロから4立米と増加しており、北村議員がこの時期に西河原マンションに生活の本拠を移したとすると説明がつきます。

また、草津マンションの部屋はA氏の区分所有となっておりますが、平成30年2月までの間、水道料の他に駐車場、管理費、修繕積立金、自治会費及び自転車置き場使用料を含む共益費を合わせて北村議員に請求されており、北村議員の口座から口座振替の方法により引き落としされています。

この件につきまして、草津マンションの管理責任者であるT氏の説明では、マンション管理会社は水道使用料及び共益費の支払いについては、区分所有者の居住がなくその物件を他の者に貸している場合は、管理会社の所定の手続によりその入居者に請求されることになる。このことはこの時期まで草津マンションに北村議員の居住の実態があったと、事実の1つとすることについて説明ができます。

北村議員は平成16年夏ごろから平成29年末まで途中に中抜けはあるものの草津マンションをシェアして借りていた、北村議員が使用していたのは6畳部屋と空いているクローゼットであり、他の人は7畳部屋でリビングは共有していたものを証言しています。

しかし、通常、賃借物件をシェアして借りていたのであれば、賃借料、水光熱費等、各負担区分及び負担割合を決めるのが一般的であるのに、そのような取り決めをした事実は認められず、また他にシェアしていた者の氏名等を把握することは当然にもかかわらず、シェアしていたのは誰なのかわからない旨を証言しています。シェアしていた時期についても、北村議員は少なくとも平成16年から平成25年5月28日に野洲市市営住宅に転居するまでは、草津マンションを住居として使用していたはずであるから、住居していた草津マンションをどこの誰ともわからない第三者とシェアしていたということは極めて不自然である。

以上の事実を総合すると、草津マンションを北村議員と第三者でシェアしていた事実は認められない。むしろ、草津マンションについては第三者とシェアしていたというよりも、以下のとおりA氏と共同利用していたと推測できる。A氏が西河原マンション所有者から

平成25年8月10日に賃貸借した際の契約書に記載されたA氏の住所は草津マンションとなっており、平成27年9月1日及び平成29年9月1日の賃貸借更新契約書でもA氏の住所は草津マンションのままであり変動はない。つまり、A氏は平成25年8月10日以降も草津マンションを住所として居住していたこととなる。

北村議員は平成25年8月10日以降は、草津マンションを建築デザイナーの仕事場としてA氏から一室を間借りして使用していた旨証言するが、これが事実とあるとすれば、北村議員はA氏が居宅として利用している草津マンションの一室を仕事場として利用していたこととなるが、少なくともA氏は西河原マンションの賃借の際に、北村議員を妻と表現していることを考慮すると、A氏と北村議員とは知人関係を越えた関係にあることがうかがえるのであり、草津マンションが2人の共同生活の場であったのではないかとの疑いが生じます。

平成30年6月11日に行った草津マンションの現地調査におきまして、玄関ホールにある北村氏の仕事場の部屋の郵便受けと表札の氏名はA氏となっていることを確認しました。この点について草津マンションの管理責任者T氏の説明では、マンション管理会社から変更の指示が来たことから張りかえたとのことであり、後の管理責任者への確認におきまして、張りかえた時期は数カ月前ではなく最近、10日ほど前であると、張り替える前の氏名は北村であったことを確認できています。

このことは草津マンションはむしろA氏と北村議員の共同生活の場であって、そこから北村議員が出たとすると説明がつきます。北村議員がここに生活していたことは動かしがたい事実と認められます。北村議員は草津マンションに寝泊まりできる寝具はあるものの、自己が間借りしていた部屋にはなく、自己がそれを使用して寝泊まりしたことはなく、どうしても寝泊まりするときは打ち合わせ用のソファースーツを使っていた旨を証言しています。

また、A氏は草津マンションに住んでいないのかという問いに対しては、A氏は実家もあるし、マンションにいるのがこたえられない旨証言しています。

しかし、北村議員が草津マンションを仕事場として使っていて、A氏がそこに居住しているかどうかかわからないはずはなく、A氏の居住の事実を曖昧にするのは不自然であります。

北村議員がSNSに書き込んだ記事によれば、平成29年12月31日の記事としまして、「もう年が暮れようとしているのに私はまだ大掃除が終わりません。仕事柄打ち合わせが多かった前職、お洋服はジャケット、パンツ、靴、大体30着を目安にしている、それ

ぞれがそれ以上になると処分してきた。だから、大事に使っていて、若いときに買ったものも多い」という書き込みと共に、多量の洋服や靴がウオークインクローゼットに収納されている様子を撮影した写真が掲載されています。これは草津マンションの写真であり、草津マンションで着がえたりしていることを示しています。

前記のSNSの平成29年9月1日の書き込み記事は、「駐車場にひなが、とりあえずそのままにしておけないので、救出して家に連れて帰った。でも、この小さなお客様、我が家には大きな怪獣、猫が3匹もいます」という書き込みと共に、小鳥のひなの写真が掲載され、同年10月29日の書き込み記事に、「恒例の反省会です。今回は選挙、参加者は常連の猫3匹」との書き込みがあり、寝転がっている猫の写真が掲載されています。これらはいずれも草津マンションで撮影されたものと考えられますが、北村議員が草津マンションを我が家と表現しているのは草津マンションをその生活の本拠としていると考えれば自然であり、整合性がとれています。

平成29年1月15日のSNSの書き込み記事は、「私は捨て猫の里親をしていて、これまでに数え切れない猫と暮らしてきた。ゲンは猫アレルギーの家族から預かって、結局、そのまま我が家の家族になった。しかし、私の大事にしているソファで爪を研ぐのだ。これもゲンが我が家で生きたあかしたと自分を慰めるしかない」と、草津マンションの様子が記され、ここでも我が家と表現されています。

平成29年1月18日の書き込みでは、「新年からパイパイと毎日声だけが聞こえる朝方、まだ暗いので姿を見たことない」と記載し、「雪のおかげで証拠が」として雪の上に残った鳥の足跡の写真が掲載され、2月18日の記事では、「ちっちゃな足跡の主は恐竜ではなく、シロセキレイでした。毎朝、決まった時間にベランダからパイパイと起こしてくれます」として、餌をついばむ鳥の写真を掲載していますが、これも草津マンションのものと認められます。

そうすると、北村議員は少なくとも平成29年1月から同年2月18日ころまで草津マンションで寝起きしていたことが認められます。しかし、これは北村議員の平成25年8月12日に西河原マンションに転居して以降現在まで、平成29年7月19日ころに1週間ぐらい入院して不在となったことはあるが、その他は継続して同所で起臥している旨の証言と矛盾しています。

北村議員が公務に使用するとしている車両の所有名義はA氏であり、その保管場所を示す車庫証明は草津マンションであります。北村議員も同車両を草津マンションの駐車場に

駐車させて保管していることを認めています。

最後となりますが、まとめといたしまして、西河原マンションと草津マンションの以上のような利用状況を総合考慮すると、北村議員の生活の本拠、そのいずれとするのかといえ、少なくとも平成29年4月ごろから平成30年1月ごろまでは草津マンションであったと判断するのが相当である。確かにその間に選挙運動その他のために北村議員が西河原マンションを利用していたことがあることは否定できませんが、それは臨時的または一時的なものであったと判断されます。

そうすると、北村議員については現在は被選挙権を有しているが、就任当時、またはその後において被選挙権を有しない事実があったものとなるから、地方自治法第127条第1項の議員が被選挙権を有しない者に該当するものである。

以上、資格審査特別委員会の調査報告とさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） これより資格審査特別委員会委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

暫時休憩をいたします。

（午後3時34分 休憩）

（午後3時47分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されましたので、発言を許します。発言は30分、3回内にとどめていただきたいと思います。

まずはじめに、第9番田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） 第9番、田中陽介です。

それでは、議員の資格決定について質疑を行います。

まずはじめに、議員といえども多様なライフスタイルがある中で、資格決定審査というのは1人の人間の人生を左右する重大な案件であることから、極めて慎重に扱うべきものだということと、私は傍聴や報告書から感じた素直な疑問点、確認点というところから数点質問させていただきます。

まず1点目、これは確認なんですけれども、客観的事実だけで明らかに被選挙権を有しないと判断された期間を具体的に教えて下さい。

次、2点目、委員会の調査活動を見ると、北村議員が委員会の中で発言したのは、第3回の委員会、この1度だけであるが、これで間違いないかお答え下さい。

次、3点目、今回、証人尋問が北村議員以外には誰にも行われていません。例えば、この資料の中にもA氏といった名前など重要な参考人とされる方の名前が出てきますけれども、そうした方に証人喚問が行われていないのはなぜか。そうした意見は委員会の中で出なかったのかお答え下さい。

次、4点目、根拠となる該当期間の北村議員の主観的な居住実態を委員会は正確に確認したのか。また、それを一つひとつ反証するという作業は行ったのでしょうか。また、それは明らかに反証できているのかお答え下さい。

次、5点目、生活実態というのは、私たちが普通に考えたら視覚的にある程度そこで住んでいるかどうかというのは判断することもある程度有効だと思うんですけども、100条権限を使って、今住んでいる可能性があると思われる西河原のマンション、草津のマンションの部屋の中に、北村議員を同伴であってもいいんですが、それを調査しに行くということができなかったのか。何かできない理由があったのか、またそうした意見は出なかったのかお答え下さい。

次に、6点目、西河原か草津のいずれかにしか存在の可能性はないと報告にあるわけですが、私は傍聴していた中ではそれ以外の場所の陳述が北村議員からあったように記憶していますが、いかがでしょうか。そして、あえて報告されていないとすると、それは何か反証を合わされたのかお伺いします。

次、7点目、他市の例にはあるんですけども、地方自治法第100条第9項では、委員会での選挙人または関係人の陳述について、今回では北村議員のみなんですけれども、明らかな客観的事実に基づき、虚偽であると判断された場合、告発しなければならないということになっております。今回、委員会ではこのような確認は行われていないように思うんですけども、ということは北村議員の陳述、これは宣誓して行ったものでありますけれども、それが明らかに虚偽であるとは認められるものではなかったということになるのか、こういった認識で私たちは捉えていいのか、確認したいと思います。

次に、この委員会の中で一部議員が、ちょっと少数意見といいますか、いろんなことを話していく中で、傍聴していた中で、なかなか拒否されるというか、もみ消されるといったらおかしいんですけども、何か報告書等に反映されていないことが多々あるように思うんですけども、そういったものはどういった根拠で行われたのか、また、そういったことがどれぐらいあったのかということをお尋ねします。

そして、6回目の最後の委員会の時点で、この調査報告の内容で十分であると、それ以

外にまだ十分でないさらに調査が必要といったような意見が委員の中からあったのかなかったのか、その点をお伺いしたいと思います。

いろいろ多いんですけれども、一つひとつ簡潔にお答えいただけますよう、お願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

それでは田中議員から今質問がありました内容につきまして、誠実にお答えさせていただきたいと思います。

まず最初の被選挙権を有しないというこの判断をされた期間を具体的に答えてくれという質問内容ですが、私どもがこの調査にかかる期間としましては、平成29年4月から平成30年1月ごろまでを対象として今回は調査をいたしたところです。

次、2点目の委員会の調査活動から見るということで、北村議員本人の発言したのは、1回だけですかということがありますが、特別委員会での意見を求めたことで発言していただいたのは確かに1度だけです。しかし、それまでに特別委員会が立ち上がるまでの全協、それから本委員会で本人に対しては弁明のことはしてほしいという要請をしたにもかかわらず、本議会の中では退席をされるし、全協の中でもその弁明はされなかったということは、議員もご存知のとおりかと思えます。

3点目に、証人尋問が北村議員以外に誰も行われていないということについてのご質問がありました。特別委員会の中での議論では確かにそういった発言もありました。しかし、この内容につきましてはA氏の証言を求めた方がいいのではないかという意見もございました。しかし、先ほど述べた報告書の中でも、また特別委員会の中の議論といたしましても、このA氏が北村議員に特別な関係があるということ判断をいたしまして、呼ぶのに必要ないのではないかということで、今回のこのA氏についての尋問はしなかったということについては、傍聴していただいた中でわかりだと思えます。

4点目としての質問です。主観的居住実態ということで正確に確認したのかという質問がございました。これは公職選挙法の解説にもありますように、私たち、この特別委員会は客観的事実をもって判断をしていくということをもって、この特別委員会は今日まで議論をしてきたところです。また、これらの調査をするにあたりましては、関係各所各位からは全面的な協力を得て、調査資料等も作成させていただいております。

さらに5点目としての質問、草津マンション及び西河原マンションへなぜ同伴して現地

を見に行かなかったのかという質問でございますけども、本委員会の調査を開始した時点におきましては、西河原マンションの居住の実態は把握できましたので、この段階で現地調査は一応不要といたしまして、部屋は見に行っておりません。また、見に行くとなりましたも、100条権限での現地調査というのは非常に制度的に無理があるということから行っておりません。

こちらのマンションの間取りと、それぞれ西河原、草津等の間取り等は取り寄せております。そこに先ほど報告をいたしました生活の3要素、こういった資料も厳格に私ども求めまして、分析をしていく、そういう客観的データによって判断をさせていただいたということで、答えとさせていただきます。

6点目の質問に、西河原か草津のマンションか、この他にもあるのではないかという質問に対しまして、確かにもう一つの場所、ありました。これは述べてもいいかと思っておりますけど、もうご存知のとおり、菖蒲という住所が示されました。しかし、これにつきましても報告をしています。また、傍聴していた方はおわかりだと思うんですけども、この場所につきましても家族同然の付き合いをしている方のところということで、入院した昨年7月ごろ、このときに1週間程度、さらにはその後も3日程度いうことを合わせまして、7日から10日間、一時的にそこに行かれただけのことでありまして、実際、私どもの調査対象としている西河原、それから草津、これ以外のところの大きなポイントはないかというふうに判断しています。

7点目でございますが、法律的なことが言われています。今回のこの尋問の中身につきまして、私どもは今の文章で表現している内容で取り扱いましたけども、委員会といたしましては北村議員の陳述が虚偽とするにあたりましては、その資料というのは今のところ持ち合わせていません。この認識については少し判断をしかねるところです。

また、本委員会が行った証人尋問における北村議員の証言につきましては、あくまでも証言された内容、これを客観的に捉えて判断したものでございます。また、北村議員の西河原マンションに居住しているとの証言、これはあくまでも北村議員の主観的な供述であると判断しております。ですから、私どもは客観的な判断、データ、そういったもので判断をさせているということからお答えとさせていただきます。

また、今回のこの質問、田中さんしていただきましたけども、この3要素、電気・ガス・水道というのを見ていただいて、田中さん自身がこれが生活ができているというふうに見られているのかという点もこちらとしては少しお聞きしたい内容というふうになります。

これは特にお答え要りません。

この西河原マンションの電気・ガス・水道の使用量を見て、どういうふうな判断をされるのかという点が非常に大きい点であると。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後4時02分 休憩）

（午後4時03分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第13番、工藤議員、続けて下さい。

○13番（工藤義明君） 失礼いたしました。

まず、答弁の中の訂正をちょっと先にさせていただきます。先ほど、私が発言した北村議員の弁明の件ですが、先ほどの発言を間違っていましたので、訂正させていただきます。

平成30年2月20日の全員協議会で北村議員は一度弁明されました。この点、訂正させていただきます。済みません。

9番目の件の質問ですが、少数意見を否定しているのではないかという捉え方をされているということにつきましては、あくまでもこの特別委員会6名で議論を行ってきました。回数としては正式な回数6回ですけども、他の相談とかもこの6名で行ってきました。長い期間かける中でいろんな質問が出ました。その中で特にそれを拒否するか否定をするということはやってきたつもりはございません。それは少し各個人、少数意見を述べられた方の捉え方と少し違う点があるのは仕方ないことだというように思っております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 第9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） お答えありがとうございます。

それではこの答えに対しまして、追加の質問を行いたいと思います。

まず2つ目の点なんですけれども、1度だけ全協で話されたときに、たしか後の委員会、この資格審査特別委員会において詳しくそれは弁明できるからというような発言で、そのときの全員協議会の発言というのは詳しくは語られなかったと認識しているんですけれども、今回、その発言というのは弁明というよりも委員会からの尋問に1回答するということだけだったように思うんですけれども、その弁明を聞かれてなかったというのは、さっきのおっしゃった主観的なものでは判断できないからということで弁明の機会是与えられなかったということによろしいのでしょうか。

そして、3つ目のA氏が北村議員と特別な関係性があるということなんですけれども、その根拠といいますか、どういったところから、それは確認されたのかというところをお答え願いたい。また、どういう意味でその特別な関係というのをおっしゃっているのか、それは証人喚問しても正しいというか、客観的な事実が得られないであろうという判断を委員の皆さんが下したということなのか、何かその根拠が皆さんの思い以外にあったのかをお尋ねします。

5つ目に関連するんですけれども、草津マンションの表札の件等々、委員長と副委員長ですかね、現地に行かれていますと思うんですけれども、これは委員会の中で行くように決定されたことなのか、それとも正副委員長で決めて行かれたことなのか、またその時に委員の同行をそういったことはお声かけされなかったのかということをお尋ねします。

そして5つ目、部屋を見に行かなくてもいいということやったんですけれども、5つ目の西河原マンションですね。この北村議員に対する追加確認事項、3回目の委員会の後、それを出されていると思うんですけれども、その中でも結構西河原マンションのことも含まれていたと思うんですね。その追加確認事項は、この委員会の中でどういったものを追加確認事項として聞いていくのか確認していくのかということをもまれたのか、それとも委員長が相手を独断で、独断でというか、今までの流れを見て決められたのか、中でしっかりもんでその要項を定めたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

あと最後に、少数意見は受け入れてきたということだったんですけれども、最後のときにこういう意見もあったということを報告に加えて下さいということの一部議員がおっしゃったことで、それが議論されたこと自体をしっかりと報告するのも1つの、普通の常任委員会とかだったら、どんな意見が出ました、こんな意見が出ましたというのを両方上げると思うんですよ。今回はそういったものが余り上がっていないので、そういったところのなぜかというところをお伺いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（矢野隆行君） 第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

ただいま田中議員から再質問の件、5点ほどありました。

まず1点目ですが、個人の弁明の件ですが、特別委員会の尋問の日に本人の弁明をして下さいということもお伝えしました。それで本人が弁明をされるときに、わずかの時間、ワンポイントだけのことを述べられ、詳しいことはそのときの弁明はされませんでした。

その他にも弁明しようと、出してもいいということは何回かありましたけども、その中でも特に私どもがこの弁明を拒否しているというようなことはしていないということをご理解願いたいと。

次に、A氏の問題が出てきました。先ほどから報告している内容でも議員の皆さんは何度もお聞きになっているかと思えます。傍聴者の方はちょっとわかりにくい点があったかと思えますが、ここまでの100条委員会の権限といたしまして、いろんな資料を取り寄せました。また、任意で提出いただいた資料もございます。その中にこのA氏と北村さんの関係、常にA氏の名前が記されております。

先ほど申し上げましたように、西河原マンションの借り主もAさんです。それから、毎日使っておられる車の持ち主、これもAさんです。さらに草津マンションの所有者、これもAさんです。こういったことからこのAさんから証言を何か聞くにしても、これだけの深いつながりがある人に証言をしていただく必要はないだろうということが、この特別委員会の結論でございます。

次に、草津マンションの表札、この件についての質問がございました。特別委員会として追加質問等の文章を粗原稿という形で作りまして、その他にも追加で質問することがあれば文章等を追加していきますということは、一任してもらうということ、それをもって、私と副委員長が今回のこの草津の件も見に行かせていただきました。

それから、ちょっと4点目がわかりにくかったので、後でまたお願いしたいんですが、5点目の方を先に答えさせていただきます。少数意見を記載していないということについてのご指摘を受けました。確かにこういう指摘も通常の場合ですと必要かなということになるかと思えます。ただ、私たちのこの特別委員会、客観的に西河原マンションに居住があったかという点を大きく捉えて今日までやってきました。少数意見等のことが最終的に詰めにならない、そういう文章を載せるということによって混乱を招くのではないかというように私は思っています。ただ、これを特別委員会として少数意見を載せないというようなことを決定したということではありません。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後4時13分 休憩）

（午後4時15分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議員、再々質問になりますけど、ございますか。これで最後の質問になります。第

9番、田中陽介議員。

○9番（田中陽介君） ありがとうございます。

そしたら再々質問をさせていただきます。

僕は最後1点だけなんですけども、やはり先ほど工藤委員長もおっしゃったように、例えばA氏、非常に濃いつながりで重大なキーを握っている人をあえて呼ばないというのは、どうも中立的な判断ではないんじゃないかなと。

最初からうそを言わはるというありきの話でやるべきものではなくて、100条というのはすごく強い権限があるわけですから、うそをついたらもちろん告発されるわけですから、それぐらい強いものにしっかりそういった重要な人を呼んで明確な証言を引き出していくというのが100条権限の持つ力じゃないのかなと、僕なんかは思うわけですがけれども、そこに対する、先ほどと同じ見解でしたらよろしいんですけれども、もしその見解を……。

○議長（矢野隆行君） 田中議員、質疑を行って下さい。

○9番（田中陽介君） その100条権限の意味、そこに人を呼ぶということの意味をどういうふうにそれは呼ばないということになったのかということをもう1回質疑したいと思います。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後4時17分 休憩）

（午後4時18分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） それでは田中議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど、私が述べた内容と若干重複すると思います。A氏につきましては、何度か申し上げましたように、私が取り寄せた資料に基づきますと、A氏は北村議員を妻ということで表現をされております。その他にも先ほど言いました特別な関係にあるのと違うかという推測ができるようなことが幾つかありました。そのAさんが北村さんを妻というふうに書くような方、こういった方を普通は身内と呼ぶと思うんです。身内の証言というのは普通の刑事事件でも証言としての扱い方はされない。私ども特別委員会もそれだけ強い関係にある人を証言に呼ぶ必要、呼んでもこちらが意図するようなことは得られないだろうという判断のもとで今回はA氏は呼ばなかったと、呼ぶ必要はないという判断をさせていた

だきました。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 次に、第18番、立入三千男議員。

○18番（立入三千男君） ご指名によりまして、私は野洲市議会のモラルという観点から、工藤委員長に質問をいたしたいと思います。

一昨日の議会、全員協議会でも発言、そして見解を求めたところでございますが、今回のこの議員の資格審査特別委員会、工藤委員長名によります北村議員に対する文書による質問書について尋ねるところでございます。

文中の質問事項で、寝具の所有者は誰か、または衣服、下着及び靴の数は等々、質問が何ら居住実態の確認に関係しない項目をお尋ねされております。昨今、連日のように新聞紙上でやはりセクハラ、パワハラというようなことが人権に関する記事が大きく連日報道されている昨今でございますが、そうした中、今回の北村議員に対する質問に、先ほども申し上げますように、パワハラ、セクハラ等々というようなことに、人権に対しての、特に女性に対しての設問については重大かつ問題視をいたすところでございますので、委員長の答弁を求めます。

○議長（矢野隆行君） 第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） それではただいまありました立入議員の質問にお答えさせていただきます。

追加質問をした文章についてのまずこの寝具の所有者は誰かというように聞かれました。また、衣服、下着、靴、これについてのこともありました。これは、私たち特別委員会が判断した内容としてあわせて答えとさせていただきます。

今回のこの問題につきましては、西河原マンションが居住の実態がないのではないかと、ないということで今回文書が最初出てきてスタートしておりました。このことが発議をされ、特別委員会がスタートしたわけですが、基本とするのはこの西河原マンションに居住実態あったのかなかったのかという判断をする際に、私たちは公平に6名のメンバーがこの西河原で住まわれていたのかどうかを詳しく調べ、北村議員の名誉にかかわらないように慎重に私どもは扱ってきたつもりであります。

その中で、西河原マンションにおける電気・ガス・水道のこの3要素を見たときに、とてもじゃないけども、一般的に考えられる生活実態が見受けられない。そうしたときに、1つの場所、草津マンション、仕事場として使っておられるところ、こちらの方の部屋が

和室1つ、洋室が3つあります。この部屋のところに寝具もあるということで、その寝具が誰のものか、それを私どもは聞きました。なぜかと言いますと、夜遅くなったときにその草津マンションで寝ていたと、しかし本人はソファで寝てたとおっしゃってました。そのシェアしている部屋に寝具があるにもかかわらず寝具を使わないという不自然さがあります。また、もう一つの不自然さは、そこにもともと北村議員が住まわれていたという事実も現実にございます。そういったことからこの寝具のことについては誰の持ち主かということとは問わせていただきました。

もう一つ、衣服、下着等、これにつきましてもフェイスブックに載せられておりましたように、30着の洋服、並びに多くの靴が写されております。また、その後、説明といたしまして、30着の服がいたんだり、また新しく買い替えるとしたら、その30着を基準にして廃棄したり、追加したりという基本として30着を置かれている。そうすると、そちらの方が一般的にいう起臥している、つまり生活の実態があるのではないか。起臥しているとしたら、当然、草津の方で他の衣服、下着も含めてあるのではないかということをお聞きしました。しかし、北村議員ははっきりとその問題については西河原の方だというふう

に解釈されております。

また、セクハラ問題について問われます。私どもこういう公の場で本人に対して、下着うんぬんの尋問をしたわけでもございませぬ。追加の文章にどうしても今回は居住実態がどちらにあるか、非常に重大な問題を私どもは判断するわけですから、あらゆることの調査ができれば調査をするということで進めてきた中で、この分を捉えたということでお答えとさせていただきます。

○議長（矢野隆行君） 立入三千男議員。

○18番（立入三千男君） 私の先ほど来質問していることは、寝具は自分のもんやなかったらあかんのか、逆にこのごろ、布団やらベッドもレンタル、リースがあります。それと、下着の数が10枚やったらあかんのかええのか、私はこの言う居住実態に何も結びつかない、多かったらここにいはるんや、ここで住まいしてはる、少なかつたらいやはらへんのやとかいはるとか、私はそういう下着とか寝具の所有権うんぬんは、私は今言うように、今回はこんなんでも質問すべきでない。特に女性に対して、先ほど申し上げますように、やはりあれを、下着の、それこそ今言うようにデザインは、色はと言わんならん、そこまで言われてないんですけども、余りにも女性に対して、本日も傍聴、たくさんの女性がお越しですけども、あれ、あんた、何枚下着を持ってんの、今言うように失礼なこと、

今日的なこんなことで、野洲市議会でこんな設問をされたということで、私は今言うように、やはり野洲市議会のモラルというようなことで声を大にこうしてお話をさせてもらっていますが、工藤さん、再度質問しますけど、枚数は何枚ならば、今言うように居住実態があるか、寝具の所有者が誰ならば、他の人やったらあかんのか、再度お尋ねします。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後４時２８分 休憩）

（午後４時２９分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

第１３番、工藤義明議員。

○１３番（工藤義明君） それでは、立入議員の再質問につきましてお答えさせていただきます。

今、私、再質問した文書、こちらの方にあります。今、ご指摘された下着について今おっしゃっているわけですが、私たちのこの特別委員会で追加で行いました文章、こちらの方では衣服、下着及び靴の数等をどこに置いているんですかという意図で、この文章をつくって、本人に対して聞いております。ですから、今半分、冗談のこともおっしゃいましたけども、別にその下着のことを細かく何かを問うたということもございませんし、本人があっさりと答えていただいた内容についての追加のこちらの尋問、質問もしておりません。

ですから、特別に本人の名誉を傷つけたという形はないというふうに判断させていただいております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 立入三千男議員、よろしいですか。再々質問になります。

○１８番（立入三千男君） 今、答弁をいただきましたが、衣服、下着及び靴の数、並びにそれらの収納方法と書いています。はっきり数というのは出ていますよ。北村議員へ文書でこの設問されたんは。

それともう一点、寝具の所有者は誰やと、これも載っています。

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後４時３１分 休憩）

（午後４時３２分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

工藤義明議員、再々質問に対しての答えをお願いいたします。

○13番（工藤義明君） それでは、立入議員の再々質問についてお答えさせていただきます。

まず最初の寝具の所有者、これにつきましては先ほどちょっと言ったかと思うんですが、そのマンションに寝具があるということがわかったわけです。それはもう北村議員から発言をしてもらっています。そこの寝具が誰のものかわからないということについての疑問を私たち抱きました。そこに布団があれば普通そこを使って寝るのではないか、わざわざソファで寝ることもないし、また共有しているということになれば、通常は、例えばシーツを交換して自分のシーツを使うとか、そういう使い方もできるのではないかということで、寝具がそこにあるんだから、シェアしている人たちのものなのか、またAさんのものなのか、それについての問いを私ども行ったということで、何ら私たちのこの質問については間違ったというふうには思っておりません。

また、再度今ありましたこの文章、「置ける衣服、さらに下着及び靴の数、並びにそれらの収納方法について」と、確かにこういう文章で質問しております。しかし、私どもがこれを意図したものは、下着はどちらのマンションに置いているのかという意図で質問しております。

以上です。

○議長（矢野隆行君） 以上で通告による質疑は終了いたしました。これをもって質疑を終結いたします。

これより弁明を行います。北村五十鈴議員から資格審査特別委員会報告書に対する弁明の申し出がありましたので、これを許します。北村五十鈴議員の入場を許します。

暫時休憩いたします。

（午後4時34分 休憩）

（午後4時45分 再開）

（16番 北村五十鈴君 入席）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間を延長いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） ご異議なしと認めます。よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

北村議員による資格審査特別委員会調査報告書に対する弁明を許します。演台に来て、弁明をして下さい。第16番、北村五十鈴議員。

○16番（北村五十鈴君） まずは最初に、私の生活の本拠地は大切なふるさと、野洲市にあります。正式な弁明の場を何度も求めてきましたが、一度もかなうことはなく、初めて与えていただきましたので、今回の一連の流れを初めて聞いて下さる市民の皆様や市役所の職員の皆様にもわかりやすいよう、先ほどの工藤委員長から報告のあった資格審査特別委員会調査報告書による、なるべく沿って、また時系列で話をさせていただきます。

1ページ、「第1 はじめに」、ここに書かれてあるように、今回の一連の始まりは野洲市民から議会矢野議長宛てに送られてきた1枚の書面から始まります。

この受付が2月6日でした。この書面には2月1日付けで、上段には北村議員が西河原に住んでいないので、私どもは調べてほしい旨の文章が書かれてあり、下段には4名の署名がありました。

2月9日、別紙を添えて、矢野議長はこの書面を署名人を隠して議員全員に配付します。別紙には、「本職は、市民からの本申し出書は重要な案件であると捉えており、野洲市議会として適正に取り扱うべきと考え、配付する」と書いてありました。

後々、この対応が大きく間違っていく出発点になるので申し述べておきますが、このとき、議員全員に配付する前に矢野議長からの私に対する事情を確かめるような聞き取りはありませんでした。そこから事が動きます。

名前を出してもいいと確認してありますので、正確にお話しします。この議員に配付された書面の下段、一番上に署名された前西河原自治会長が前副会長に事の流れを話します。それは耳を疑う内容でした。私はこのことを後に録音されたテープと共に聞かされます。

ですから、ここからお話しすることは事実であり、その証拠テープは今ある団体に預けてあり、この先、何らかの、例えば人権関係所管や裁判所等から正式な提出を求められたら公開すると、現西河原自治会長は述べておられます。

まず、2月1日、西河原自治会館に矢野議長、西河原住人Oさん、前西河原自治会長3人が集まります。そして、こんな密談があったと聞きました。「北村をやめさせたい。居住実態でやろう。橋議員に発議させて100条で3分の2で失職できる。今なら病院、賛成派が3分の2いるから、今ならなんでもできる」、そんな話の後、1枚の紙を矢野議長が出

します。

書面は上段に先ほどの文面が書かれてあり、しかし、下段の署名欄は白紙でした。普通、上の文面を書いた人の署名は最低でも1人でも書かれていないとおかしいのに、誰の署名もありませんでした。

矢野議長が口火を切り、自治会長に署名欄の一番上に署名捺印を求めます。それも個人名ではなく自治会長名で印鑑も西河原自治会の公印を要求、自治会長は公印を押すことを一瞬大丈夫だろうかと不安は感じたけれど、信じていたOさんがおられたので押ししてしまったと、後で軽率さをわびておられました。

その後、矢野議長は自分が自治会館に来たことは内緒にしてほしいと隠蔽を頼み、退席されます。その後、会長、副会長は事の重大さに気づき、数日後、矢野議長に署名の取り消しを求めます。

どうして、西河原を巻き込むようなことを矢野議長はしたのか、正直、そのときだまされたと感じたとお聞きしました。

その取り消しが実行されたのが2月14日、場所は議会議長室でしたが、2人は矢野議長及び事務局長に対する不信感から事務局は席を外してほしい、3人で先に話したいことがあるのでと別室を要求し、それが認められ、その3人の場面で西河原自治会としての後のトラブル防止や自治会を守るために3人の会話を録音されます。

録音された主な中身ですが、「上段、文面は誰がつくったのか」、議長「自分がつくった」。「下段の署名は誰がもらいに回ったのか」、議長「自分がもらいに回った」。「後の3人は誰か」、議長「教えられない」。「証拠を知ろうとして提出すると書かれていたが、何か見せてほしい」、議長「見せられない」。「それでは西河原自治会を利用しただけで、ひどいではないか。市長に聞いてもらう」、議長「どうぞ、どうぞ、市長にも今回のことは相談、報告してある」。

次の日、謝罪一つない矢野議長の態度に悪質さを感じて、2人は警察に相談に行きます。そして、結論を出します。これでは市民の声を悪用した、してはならない矢野議長の直訴にあたるのではないかと。

そこで、私は次の日、ここまでの流れを聞いていたので、議長室にて矢野議長、副議長、大藤事務局長の前で確認をしました。「矢野議長はこの文面が郵送で議会に届くまで見たことはなかったのですか」、何度も聞きました。「ない」。

私はこれで確信しました。やっぱり聞いていたとおり、私ははめられたんや、こうして

最初からつくられた書面をもってして議会は進むのですが、そこからが報告書第1、はじめの2になります。2月20日、2月27日、全員協議会の場で私は西河原自治会から預かってきた要望書にて矢野議長のうそを問いました。私がこの間お聞きしたとき、矢野議長はこの書面が議会に郵送された後、初めて知ったと言っておられたが、実は自分がつくり、自分宛てに郵送していたと聞いたがどういうことか。しかし、言葉は遮られ、いずれ特別委員会が開かれたら幾らでも弁明の機会が与えられるからと言われました。しかし、現在特別委員会が終わった今、はっきり言えることはその弁明の機会には私には一度もありませんでした。

その後、矢野議長の答弁は二転三転します。上段の文面はパソコンが使えない市民にかわって代筆しただけ。おかしいですよ。それなら、最初からそう言えばいいのに、その後、私はその代筆を頼んだとされる、下段署名人の1人に直接お会いする機会があり、本人に確かめましたら、そんなことは頼んでいない、それに証拠の写真も矢野議長に頼まれて撮っただけ、これこそ市民の名を借りた虚偽の告発文書であることが証明されました。

その後、この矢野議長の行動、うそが市民に知れることとなり、議長がすることではないという市民の怒りから、野洲市政治倫理条例において矢野議長に対する審査請求書が提出されました。1度目は議員2人から、2度目は市民約100名から。しかし、どちらも数の論理で否決。それでも矢野議長に対する市民の怒りは収まらず、今3度目の審査請求書が出ており、やっと署名欄、残り3人の証人招致が7月13日に決まりました。

本当なら、ここで今回の流れは間違いなく、この書面から始まったものなのですから、私の資格審査はこの結果が出るまで一度とめて、結果が明らかになった後、再開するのが当たり前なのに、もし私が失職した後に矢野議長の行動に問題があったとなれば誰が責任をとるのか、私は議運の田中委員長に委ねたいと思っています。

そして、ここからは皆様のご存知の橋議員の発議、資格決定要求書が3月16日提出されます。留意すべきはこのときの橋議員の理由です。2月6日に市民から届いた書面を受けて、多角的な視点、市民からの聞き取り調査を行ったところ、北村議員の生活の本拠地は西河原ではないことを結論付けたと言い切っておられます。結論付けたではなく、特別委員会に結論を委ね、調査をしてほしいとはなっていないところが、最初の矢野議長のつくられた書面と同じく、違う意図が見え隠れし、純粹に問うておられる市民の声が反対に利用されているような側面もあり、またリフォーム工事などと具体的な事例まで述べてしまっ、それを聞いた地元住民には……。

○議長（矢野隆行君） 北村議員に申します。資格審査特別委員会調査報告書に対する弁明を行って下さい。

○16番（北村五十鈴君） その告発者が誰であるかと推測できてしまい、告発者に『弁明になっていない』の声あり」近所で肩身の狭いご不便をおかけしていることに気づいておられません。

○議長（矢野隆行君） 申し上げます。資格審査特別委員会調査報告書に対する弁明を行って下さい。

○16番（北村五十鈴君） 資格決定要求書は、地方自治法第27条に議員の居住の事実がその選挙区域になく、被選挙権を有していない者であることが明らかでその実態が客観的に立証される可能性がある場合、議員発議ができるとあります。ということは、西河原に限定したのではなく、選挙区域すなわち野洲市に移住の事実がない場合と読み取れると思いますが、橋議員は約40日の間に、これまた私に対する聞き取りは一切なく、何をもってして言い切ることができたのか、そもそもこの127条には、被選挙権を有しない者とは該当者説明が付随しています。

○議長（矢野隆行君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 告発書にもありますが、私の場合、告発されている該当項目は現在は被選挙権を有しているが。

○議長（矢野隆行君） 北村議員、資格審査特別委員会の調査に関する弁明を行って下さい。

○16番（北村五十鈴君） 就任当時、またはその後において、被選挙権を有しない事実があったものと受け取れます。

○議長（矢野隆行君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） だとしたら、就任当時とはいつを指すのでしょうか。127条の解釈や他市の事例から見ると、資格審査特別委員会とは議員資格を審査するものである以上。

○議長（矢野隆行君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 真実を述べておりますので。

○議長（矢野隆行君） 議長から発言を。

しばらく暫時休憩いたします。

（午後4時59分 休憩）

(午後5時00分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

北村議員。

○16番(北村五十鈴君) ただ、こんな成り行きでスタートした資格審査特別委員会でしたが、弁護士もついておられて、しっかり調査をしてもらえれば反対に自ずと私の身の潔白は証明できると期待もしていました。

しかし、結果は大きく裏切られて、報告書1から2ページ、「調査活動について」ですが、1回、2回目は委員長の互選や今後のスケジュールで終わり、3回目は私に提出を求めておられた光熱水費の検討協議、4回目は私の証人尋問、5回目がこれまでの資料による協議、検討、6回目も協議、検討。これで終わりです。

調査ですから、いろんな調査方法があってもいいと思いますが、居住実態を調査するのですから、光熱水費以外に現場調査、例えば西河原自宅の視察や近隣の住民の聞き取り、参考人招致や、もちろん本人への聞き取り、当たり前を考えられる調査は全てするべきではないでしょうか。他市の事例では委員会開催回数も平均で12回、多いところでは28回開かれています。その結果で、1人の生きた人間の政治生命、職、人権、名誉を全て奪うのですから、もう少し丁寧に扱うのが普通で、ましてや特別委員会の中での弁明は以前全協であそこまで約束しておきながら、実際は一度もなく、こちらが頼んだ証人尋問も駄目、関係者各位の証言、文書等提出、採用もどうせ味方の都合よく用意されたものだからと、とり合ってももらえず、とにかく……。

(「弁明を求めたけどしなかった」の声あり)

○16番(北村五十鈴君) 弁明も求めましたし、委員長にもお電話をさせていただきましたが、委員長は私とはしゃべれないと言われて、どうしたらいいんですかと聞きましたら、事務局に聞いて下さいと言われてたので、私はしました。

それでも……。

(「居住実態の弁明ですよ」の声あり)

○16番(北村五十鈴君) 橋さん、もう少しだまっていただけますか。私も弁明していますので。

○議長(矢野隆行君) 続けて下さい。

○16番(北村五十鈴君) それから、西河原に住んでいないと決め付けるのなら、いったいどこに住んでいたのか。その答えが草津マンション。しかし、さすがにそれは調査不

十分だと感じ、調査期間の延長を求めた稲垣議員に対しても、6月議会で終わりにしたいからだったそうです。

感想として、居住実態を調査しているというより、いかに黒に決め付けるかを協議、検討する委員会だったと思えてなりません。そんな短期間の調査の結果が導き出したものが、2ページ、「第4 判断」になります。

中でも、4ページ、(2)の中ほど、「北村議員は現届け出住所にて立候補して当選していると当選の事実は認めているが、選挙管理委員会は居住実態については調査していない」と疑問を残した書き方をして、選挙3カ月前まで調査期間はさかのぼると結論付けていますが、一方では、5月14日、野洲市議会矢野議長宛てに野洲市選挙管理委員会入江委員長より全議員に共有していただきたいと文書が提出されています。そこにはこう書いてありました。

立候補にあたり、実質的な生活実態の調査はしていないが、効力に関しては選挙後2週間の期限内に異議の申し出はなかったことから、当選は確定している。この議会に対する依頼文に対して野洲市議会の議員は誰一人入江委員長に不服申し立てをしていないのです。現在、審査中で疑っているのなら、確定を許してはいけなく、これをもってして、選挙3カ月前の居住実態は法の解釈より鮮明に野洲市選挙管理委員会入江委員長のお墨付きとなり、証明が担保されたことになったのです。ゆえに、調査期間は11月1日から告発文書の届いた2月1日の約3カ月に絞られたこととなります。

続いて、(5)「北村議員の生活本拠の可能性としては西河原マンションか草津マンションのいずれかであり、その他の場所に存在する可能性はない」。どうしてでしょうか。ないと言い切れる根拠、証拠は書かれておらず、また私は証人尋問で同じ質問を聞かれ、菖蒲の事実を話しているのに記載さえない。反対にこれでその他の場所がある、あったと言い切れません。

続いて、4、(1)「北村議員は平成25年から現在まで1週間ほどの入院以外、西河原に住んでいると証言している」と書かれていますが、証言はしていません。何度も言いますが、25年11月から29年10月までは調査期間外にあたります。

続いて、(2)「西河原マンションの契約者の件」が書かれているが、丁寧に答えたいと思います。当初、両親の介護で会社をやめて井口の実家に戻り、同居をしておりましたが、父親が亡くなってから、井口の実家は立ち退きとなり、母親は祇王の住宅に移りました。しかし、父親の亡くなった後、母の認知が進み、兄弟で面倒を見る日々が続きました。母

がしきりに中主に帰ったりというので、やっぱり慣れ親しんだ場所が懐かしい中主で暮らすのが病気にもいいのかもしれないと思い、足が不自由になりかけていた母のために、エレベーターのあるマンションを探したら、西河原に見つかり、大家さんを知っていたのでお願いしたところ、仲介の業者を紹介して下さいました。

ただ、家賃の支払いがカード会社になっており、過去2年間の所得証明書が必要と言われ、当時、介護で会社をやめて3年経っていた私には所得証明書がなく、誰か親族で給与証明が上がる人を頼んだらどうかとアドバイスをいただきましたが、知人しかなく、親族とするため、契約に行ったときには管理会社の方の鉛筆で妻ともう既に書かれてあり、私はそのとおりに書いただけで何の意図もありません。

最初から私が住むことは偽ってはおらず、更新も自動でされており、記述変更はしておりません。ただ、名義を変えるとまた礼金敷金がかかるため、そのままにしていただけで、国税調査等は正確に記述しておりました。また、マンションの賃貸名義が誰であろうと居住実態には関係ないと聞いております。

続いて、(3)「西河原マンションでの生活について」ですが、せっかく借りた中主のマンションでしたが、母親がたまに訪ねてくれたのは数カ月で、後は亡くなるまでは守山成人病センターで入退院を繰り返し、母は認知も進んでいたもので、当初からガスコンロは設置せず、湯船にお湯をはることも危険だったので、お風呂はデイサービスで入れてもらい、私はシャワーで済ませていました。母が亡くなってからは自炊することもなくお仏壇が姉のところにあつたので、姉の家でご飯を食べて帰ることもふえていきました。姉も野洲市に住んでおります。お風呂は若いときからジムとサウナが好きで、マンションで入ることはほとんどなく、洗濯はマンションの1階のコインランドリーで済ませ、洋服はイオンのクリーニングに出していました。

ただ、一昨年、菖蒲に家族のような友達に移住してからは頻繁に出入りするようになり、特に私が去年春からは体調を崩し、発作が起こることが多くなり、7月の手術前後は居候させてもらっていました。その後は、事務所も草津から友達の家シェアさせてもらうことになり、年末年始も共に過ごさせていただきました。

このことは、当時、事務局長の大藤さんにだけは話していましたが、私は西河原マンションにいないときは菖蒲にいるからと、連絡もつくようにしてありました。ですが、公務や仕事のあるときの着替えは必ず西河原マンションに帰っていらしたので、西河原マンションにいる時間は本当に少なく、光熱水費が少ないのは実際使っていないからです。

それに引きかえ、草津マンションは本当に仕事の事務所として使っただけで、猫の里親や障がい者の就労支援に図面や打ち合わせのお手伝いは熱心にしていただけです。しかし、住居として使ったことはなく、あくまでも事務所でした。その事務所も去年12月に菖蒲に移しているのにそのことには一切触れられておりません。

それから、報告書は草津のマンションの光熱水費になりますが、事務所に行くのは仕事の依頼があるときだけで、仕事がなくとも生き物ですから猫の世話には行きました。以前は他の人にも事務所として貸しておられましたし、近くの大学の寮の改装の間、女子大生2人もシェアしていました。だから、光熱水費に関しては私は長年共益費を約2万円払っただけで、詳しくはわかりませんし、特に去年の手術のころからはほとんど行かなくなり、猫の世話と引っ越しの準備だけだったように思います。正式には年末で引っ越し、調査期間にあたる11月以降の出入りはほとんどなかったと思います。ですから、草津のマンションについての報告書の信憑性は全くありません。うそを信じ、仮説を積み重ね、確たる証拠もなく、結局、草津に住んでいたとする立証はできていません。

草津のマンションはもともと将来両親と住もうと思って不動産として買ったもので、当時、ローンを組むために住所は移していましたが、私は結局草津マンションで長く住むことはなく、今の持ち主A氏に譲り、A氏も事情があり使わなかったのも、そのまま私が1室を事務所として借りていただけで、A氏には近くに家族と暮らす家があり、猫の世話にしかマンションには訪れることはなかったと思います。光熱水費の上下は事務所を移しただけなので当たり前であり、何の不思議もありません。

それなのに、この報告書にはA氏にとっても失礼にあたる文面があります。まず、A氏がマンションを居宅として書いていると書いてありますが、どうしてそう言えるのか。A氏との面談も断られました。それに推測にしても許せない、人権を侵害するような文面が続きます。A氏と北村議員とは知人関係を越えた関係にあることがうかがえるのであり、草津マンションが2人の共同生活の場であったのではないかとの疑いが生じる、あきれてものが言えません。委員の皆様はA氏がお幾つでそういうお相手もおられて、A氏のご家族とは本当に親戚のようなお付き合いで、今までお互いの家族が苦しいとき、大変なとき、助け合ってきたそういう関係をすぐに破廉恥な関係に持っていこうとするやらしい考え方にむかつてしまいます。

そういう無神経な人を傷つけることも人権の尊厳も何とも思わない人たちだから、今大きな問題になってしまった下着問題も、何が悪いのかそう言い切り、みんなで渡れば怖く

ない、稲垣議員以外の委員や事務局の神経が疑われます。この館内におられる全女性に下着の数を聞くことがどんな理由があっても間違っていないか聞いていただきたいと思いません。

表札に関しても、しっかり弁明できます。草津のマンションは分譲ですので共益費がかかり、事務所として借りていた私が去年12月まで支払っていましたが、出ていくことを管理会社に届けたので、A氏の表札にかわっただけ、いつそれがかわったのかさえ、私は知りません。また、A氏の証言や菖蒲の友達の証言、また近所の方の証言も何一つ載せられてはおりません。

今までの調査を総合考慮すると、北村議員の生活の本拠を草津マンションとする、何を証拠に、何を客観的に結びつけるとそうなるのでしょうか。草津マンションの何を調査して下さったのですか。重要としているA氏をどうして証人として呼ばないのですか。稲垣議員と田中議員が会派としてA氏と面談すると言ってくれたのに、委員長は許可できないと、どうしてとめたのですか。反対に出会ってもらった方がよかったのではなかったのでしょうか。反対に、菖蒲の話はどうして報告書には書いていないのですか。菖蒲のご家族からの証言の提案にも、どうせ北村に有利なように書いてあるのだからと、本人の聞き取りもせず、そもそもたった3カ月間の期間を調査して、住んでいないことを証明して、また反対に、それならどこに住んでいたのかも証明して初めて黒であることを立証できるのではありませんか。

委員の皆様の感覚は居住実態とは届けてある住所のある部屋に、日本のひとり暮らしの平均女性の光熱水費の数字が整っていればオッケーなののでしょうか。私は決してそうだとは思いません。居住実態とは生活実態のことであり、市民の税金で報酬をいただいている私たち議員は、その選挙区内で生活することで市民の困り事や悩み、また地元根差したコミュニケーションをとることで気軽に何でも相談していただき、本当に必要な市民の声を行政に届けることが議員の仕事であると思っております。

地元を知らない落下傘候補は地域を代表しない候補を防ぐためにも居住実態は大切ですが、そのためには買い物や遊び、飲食やスポーツ、また地域の各種団体に参加して、農業、工業、商業と幅広くまちの将来を考え、政策を提案、市と議論するために研修や自らの勉強の場を求めて研鑽して日々努力する、そうするためにも地元暮らし、生活する。

ただ、いろんな暮らし方や考え方が現在の現在、お互いがそれぞれを認め合い、水を出しっ放しにして、数字だけがあればオッケーなののでしょうか。それはただの環境破壊であり、

改めて今回の一連の汚いやり方が私は議会人として許せません。

気に入らない者は、自分と意を反する者は排除する。数の論理で人権も名誉もお構いなしで、これがいじめでなくて何ですか。

最初の密談の続きがあります。「追い詰めたら自分から一身上の都合でってやめよるから、100条は立ち上がって、新聞に何回か書かせたら世間体が悪くて病気になりよるから、私生活を暴露して執行部にもさらし者にしたら普通逃げよるから」。これが市民の代表がすることですか。子どもたちにいじめはよくないと先日の一般質問でもたくさんの議員が言われていました。議会の暗い陰湿なこの状況を変えていかないと野洲市議会は市民からも世間からも笑われ、議会離れは一段と進みます。

どうぞ、これだけ真実を弁明しても、それでも会派拘束や仲良しグループは裏切れない、後でひどい目に遭うからという議員は賛成して下さい。そもそも今回のたくらみに加担していた議員は決して許しません。たとえ、このまま失職になってもすぐに県に不服申し立てをし、必ず私はここに帰ってきます。

人権や名誉は法廷で闘います。県なら普通に調査して下されば何の問題もないと結論付けて下さいます。ただ、そうなったら、無駄に使った145万の税金はきっと市民から返還請求が出されると思います。だって、最初から全部私に聞いてくれればよかったのです。議長、副議長はいったい何がしたかったのですか。就任されて約半年、この件で議会は大きくしゃくして本来山積みの問題は議論もできず、こんな議会にしてしまったこと、今回の議長、副議長の采配に市民の理解は到底得られないと思います。

そして、もっとひどい間違いは住んでいないといううわさを流していた人たち、ここにも1人おられますが、そのうわさの元凶を流した人、今回の首謀者を信じたことです。西河原自治会を長く私物化し、どれだけの人を傷付け、苦しめ、いじめてきたか。力があるのではなく、何をされるのかわからない怖さ、大きな声で恫喝し、逆らったら西河原には住めなくしてやる、自治会を潰してやる、そんな暴挙が何年も続いてきました。私も1期目当初から嫌がらせ行為を受けてきました。警察からも注意するように言われました。

○議長（矢野隆行君） 北村議員、資格審査から外れていますよ。

○16番（北村五十鈴君） そんな異様な人物の、それもでっち上げのうわさを信じてスタートしたことが大きな間違いでした。

下着問題のことについて語ります。先ほどからも言われていますように、いただいた質問の中に下着の数と収納方法を答えよ。その質問を見たとき、私は戻しそうになりました。

下着問題で聞き取りを受けた法務局から、人権を侵したのは誰かと聞かれました。今のままでは責任は工藤委員長にあります。委員長とはそういうものです。それをわかって引き受けるのですが、実際はある議員が自ら発言されています。今の野洲市議会の役は全て自分が決めていると豪語されていました。今回の工藤委員長推薦もいなり、どうしてあの正義感の塊のような野並議員がそんなたくらみに乗り、工藤委員を守ってあげなかったのか、私は不思議です。

○議長（矢野隆行君） 資格審査、外れていますよ。

○16番（北村五十鈴君） その野並議員の発言にも疑問があります。草津に住んでいると決め付けた理由に、娘さんとも住んでいた、住んでいました。

○議長（矢野隆行君） 北村議員、弁明だけして下さい。

○16番（北村五十鈴君） しかし、娘はもう40歳、草津に住んでいたのは20年も前になり、正確には草津ではなく瀬田です。

以上のことから、この報告書を踏まえた一連の間違いを3つ挙げます。

1つ目は、水の数値表示に小数点2まであったことを認識せず、きっと2月1日の時点で何らかの方法で、水がゼロであると入手しており、この時点できっとこれでいけると確信されたのでしょう。だから、最初から強気だったと思います。言いかえれば、水が唯一の確証だったはずです。それがそもそも私の証人尋問でゼロの数字の真実を知り、焦られたことでしょう。野洲市は1立米までの水は基本料金に含まれるのです。1立米あれば歯磨き、トイレ、たまにはシャワーも浴びられます。3カ月は暮らせませす。こんなゼロのひとり暮らしの方は多くおられるとのこと。

2、次の間違いは、うわさを流し続けていた人を、信じる人を間違ったことです。

最後の3、委員会が議会人として公平に誠実でなかったことです。この半年間、人権も名誉も奪われ、味覚障がいにもなり、もう心はぼろぼろです。こんな汚い世界、もう嫌だと何度泣いたかかもしれません。

しかし、どんなときも少しも変わることなく、私を信じて支えて下さった自民創政会の立入議員、荒川議員、優しい議員仲間、ありがとうございます。そして、負けるな、諦めるなと応援し続けてくれたOB、現役市役所職員さん、後援会の皆様、地元の同級生、仕事仲間、自民党の同志、そして何より西河原自治会の皆様、それに多くの市民の皆様、県下の議員仲間、日本全国からの友達のエール、本当に本当にありがとうございます。その全ての皆様に支えられて今日ここに立っています。決して諦めませす。そして、今で

も最後まで野洲市議会を信じて、どんな採決の結果になっても必ずここに帰ってきます。

六条の両親の入っているお墓までと琵琶湖までのマラソンが楽しみで、自宅の前の酒屋さんで好きなお酒を買って、静かに本を読みながら過ごし、近くの大吉さんで友達とわいわい言って、なるべくほとんどお金は野洲市で使っていたと思います。

だから、野洲市には私が生きている足跡がいっぱいありますが、草津には何もありません。それに私の生活をおもしろおかしく暴露して、そんなに皆様の私生活は清廉潔白なのでしょうか。そんな人は誰もいないと思います。誰でもそれぞれに悩み、苦しみ、それでも誰かのお役に立ちたいと議員を志したのだと思います。

たたけばほこりも出ます。でも、多様な生き方、暮らし方を認め合い、党派、会派の理念は違って、市民の福祉、幸せを願い、まつりごとに一生懸命参加しているのだと思います。

政治は暮らしを変える力を持っています。だからこそ、市民とのコミュニケーションをいっぱいとり、市政に届ける、私はそうして1期目から議員という仕事をしてきたと自負しています。だから、市民を裏切り、選挙に出るためだけに野洲に住所を置き、うそをついて議員をしているなんて絶対ありません。

ひとり暮らしは寂しいものです。そんなとき、友達や兄弟と時間を過ごすことは何ら問題ないと思います。失職ありきでうわさを信じて、嫌いなものは排除する、そんなことがまかり通る野洲市議会なら市民はきっと許さないだろうし、そんな腐敗した古い習慣はそろそろ終わりにして、一心に市民の代弁者にならないといけないと思います。

議会事務局のスタンスも仕切り直した方がいいと思います。全てに議員のかわりに口述書を用意して、今こうして間違った方向に進んでいる議会をただし、排除ではなく、調和をとる、アドバイスすることが事務局の仕事ではないでしょうか。

それとも、したくてもできない暗黙の力が忖度しないと報復人事が待っているのでしょうか。どうして今だったのか、今回の私に対するいじめを多分多くの人が病院反対したからだと言って下さいます。

○議長（矢野隆行君） 北村議員、資格審査から外れてますよ。

○16番（北村五十鈴君） それでも、私は今でもこの厳しい財政の中、今の計画での市民病院を進めることは反対です。だから、後悔はしていません。

○議長（矢野隆行君） 北村議員。

○16番（北村五十鈴君） 最後になりましたが、7月に予定しています行政視察に文福

の議員仲間と参加できることを琵琶湖の神様に祈って、私の最初で最後の弁明を終わります。

○議長（矢野隆行君） 自席に一度お戻り下さい。

北村議員の弁明が終わりましたので、退場を求めます。

（16番 北村五十鈴君 退席）

暫時休憩いたします。

（午後5時27分 休憩）

（午後5時29分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、ただいま議題となっております議員の資格決定について討論を行います。討論はございませんか。

暫時休憩いたします。

（午後5時30分 休憩）

（午後5時47分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

討論通告書が提出されましたので、これを順次許します。

議員の資格決定について、第17番、荒川泰宏議員。

○17番（荒川泰宏君） 第17番、荒川泰宏です。

私は反対の立場で討論します。私たち自民創政会は当初から市民の声とされた告発文を公文書として認めていません。なぜなら、2月6日の虚偽のこの文書は文書收受受付番号もなく、送付された文書の封筒の提示を求めても応じていただいております。また、2月14日に、西河原自治会長は告発を取り消されているのに、矢野議長は2月16日の会派代表者会議でそのままこの文書を使いました。議長はその事実を明かした立入議員に対してはまだ認めず、反対に責めています。その矛盾した議長の対応は当初から間違っていると看做します。

また、北村議員は平成29年10月22日に執行されました野洲市議会議員一般選挙において、野洲市管理委員会に住民票など事前審査資料を提出し、承認され、2期目当選しました。その後、今回のような問題等を指摘する不服申し立てが2週間以内と決められていましたが、市民などから訴えもなく今日になってきた。なのに、なぜこの時期に蒸し返すことは理にかなわないところであります。

また、先日の全員協議会で政治倫理審査会にて当初の3名の告発者から来る7月13日に聞き取りすると報告を受けたが、なぜ本日の大事な採決の後でされるのか、順序として正しくない。告発者3名の聞き取りを終えてから採決するべきであります。

ところで、証人尋問の追加質問の中で、下着の数を問うセクハラ質問に対して、資格審査特別委員会で審査項目が委員会で検討されていないことが判明いたしましたことから、不審に感じ、議長、副議長、議会事務局長、次長に誰がこの質問項目を作成したか問い詰めたところ、事務局が作成したということでありました。委員会として不手際な流れであり、このたびのセクハラ質問は大きな問題となっていることによって、その責任の所在が不明確となっています。

「人権のまち」として掲げている野洲市として、歴史の汚点を残す質問であります。

以上の不条理が数の論理で進められ、今1人の女性議員が失職させられることは納得できないところであり、反対の討論といたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、第14番、野並享子議員。

○14番（野並享子君） 第14番、野並享子です。

北村五十鈴議員に対する資格審査特別委員会報告の被選挙権を有しない、すなわち議員資格はないとの立場から賛成討論を行います。

先ほどの委員長報告にありましたように、昨年10月22日の市議会議員選挙で当選された北村五十鈴議員の居住実態がないのではないかという疑念から、去る3月22日の第1回定例議会で北村議員の資格決定請求が提出され、これを審査する資格審査特別委員会を設置され、4月11日の本会議では偽証罪なども問われる100条調査権が付与され、以降6回にわたり審査が進められてきました。

そこで明らかになったことは、結論的には北村議員の居住実態はなかったと結論付けざるを得ないと判断するものであります。その最大の理由は委員長報告にもありましたように、公職選挙法でいう住所とは客観的に生活の本拠たる実態を具備しているかどうかであります。すなわち生活の実態があるかどうかであります。この点では委員会の調査によりますと、昨年3月から本年3月まででしたか、本年3月までの電気・ガス・水道使用実態は相当期間にわたり、使用がゼロ、あるいは微量の使用であり、これから見えることは居住の痕跡が皆無に近いと認定せざるを得ません。たとえ、1人住まいであったとしても、その平均をも大きく下回っているものであります。

さらに、委員会審議の中で、北村議員自身が居住している実態について証言されました

が、その証言ではひとり暮らしであり、公務等が忙しく、西河原マンションは寝て起きるだけがほとんどであり、平均的にマンションは午前1時ごろから午前5時半ごろまでで、平均滞在時間は4時間から5時間と証言されています。

北村議員自身が証言されましたこのような生活実態が議員のみならず、一市民でも現実的にあり得るのか、社会通念上、社会常識上、考えられないもので、私は強い疑念を持たざるを得ません。

また、サウナと銭湯に行けないときは、朝にシャワーを浴び、銭湯は月に20回くらい使用するとともに証言されていますが、そうであるなら月に10回はシャワーを浴びたこととなりますが、水道使用量の調査結果はほとんどがゼロ立米であり、矛盾します。

一方、仕事場としておられる草津マンションの電気・ガス・水道の使用量はひとり暮らし以上の使用をされていることも明らかになりました。

フェイスブックで投稿され、たびたび我が家で猫に癒されているという発信をされておられ、私も「いいね」と返してきました。その猫は草津のマンションで飼っておられます。そして、また平成29年1月18日の書き込みで、「新年からパイパイと毎日声だけが聞こえる朝方、まだ暗いので姿を見たことはない」という記載、そして、「雪のおかげで証拠が」という雪の上に残った鳥の足跡、この写真、私覚えております。これも見ておりました。そして、またその次の2月18日の記事でも、「ちっちゃな足跡の主は恐竜でなくシロセキレイでした。毎朝決まった時間にベランダからパイパイと起こしてくれます」。これは、毎朝草津のマンションにおられて、朝聞いたということでもあります。そして、我が家ということは何回も、猫に癒される我が家、我が家に帰ってきたということで、2個も草津のマンションです。こういうふうなものがずっとフェイスブックでアップされておられます。

草津のマンションで寝泊まりをしていないみたいなような弁明がされましたが、それは非常に矛盾した話であります。実際、自分がアップしたフェイスブック、あれはうそだったんだろうか。そうでないでしょう。足跡までしっかりと写真を撮っておられるんですから。

以上が、今回の資格審査特別委員会で明らかになった中心ではありますが、私はこの野洲市議会でこのようなことを審議し、結論を出さなければならないことが残念であり、遺憾であります。私たち議員の役割と責務は地方自治法において、第1条2に、「地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」、そしてまた続いて、「住民に身近な行政はできる限り

地方公共団体に委ねることを基本として」ということで、さらに第13条の2で、「市町村は別に法律の定めるところにより、その住民につき、住民たる地位に関する正確な記録を常に整備しておかなければならない」。このように、地方自治体のあり方が定められています。その定めに基づき、議員が議員としてその職務を果たすために、地方自治体や公職選挙法で議員はいわゆる住民票はもちろんのこと、居住の実態が求められているわけであります。

最後に、資格審査特別委員会で、この審査結果を総合的に判断すれば、北村議員が主張する西河原マンションに居住実態があるとは判断できず、議員資格を有しないとの資格審査委員会報告に対し賛成をし、討論といたします。

○議長（矢野隆行君） 次に、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 第3番、長谷川崇朗です。

まずはじめに、資格審査委員会のメンバーの方々には調査資料の収集、調査、審議にご尽力いただき敬意を表したいと思います。

反対の立場で討論します。

反証、意味はその仮定的事実や証拠が真実でないことを立証すること、そのための証拠とされています。黙秘するわけではない被疑者がいて、冤罪を防ぐべく真実を見出そうとするなら、積極的に被疑者に言い訳をさせて、その反証をとるというプロセスは極めて重要かと思います。日本における司法事件の調査はそういうスタンスであると私は理解しています。

私は今回の発議に対して、公平な立場をしっかりと保つことを目指してきました。ですので、資格審査委員会を公聴している過程で、出てきた事項につき、北村議員に直接聞き取り、北村議員の主張も聞いてきました。

ここで聞きしたことというのは、当然幾つかの段階で、調査委員会が北村議員から聞くものだと思っていました。そして、その主張の審議を調査していくものだと思っていました。しかし、委員会は北村議員の主張を積極的には聞こうとせず、委員会中では結局一回も尋問以外、北村議員の話の聞こうとはしませんでした。

ポイントは、北村議員の見解に対する反証作業が全くないこと、一定の成り立つストーリーに対して被疑者の言い訳を聞き、それに対して反証することが今回の場合、どうしても必要で、それが欠けています。

この点で論じたいと思います。資格審査の報告書の中にあります西河原マンションの生

活実態について、北村議員は尋問で標準的な生活をしていなかったことを言うておられます。そして、2月の議長からの発議を受けて、生活のスタイルを変え、できる限り、自宅で過ごしたと言うておられます。審査では標準的な生活を基準として、電気・ガス・水道を論じられていますが、そもそも生活のスタイルの多様性を認めるか認めないかの議論をされていないのだから、多様性は一定認めて審査されるべきであると思います。

詳細を北村議員から直接聞けば聞くほど、水道などのデータを含めてです。証拠資料は北村議員の言う筋書きの範囲内に収まっていると思います。

第4回資格審査で、彼女自身が証言した野洲市菖蒲の家族のように親しい方のことは、報告書ではほとんど出てきませんでした。水道ゼロが連続する部分に関してはこの要因がとても大きいこと。その詳細を私は聞きました。7月入院前後から菖蒲の家族のように親しい方の家へ出入りが非常に多くなっていたそうです。それは療養も含めてということですね。今年に入って以降、彼女は事務所は菖蒲にあるそうです。先ほど本人も言われたと思います。しかし、委員会は菖蒲に関して調査されていません。

次は、草津マンションの生活実態についてです。それに関して私は驚くべき真実を聞くことができました。紹介します。A氏のことを聞きました。A氏と北村議員はほとんど会っていないとのこと、調査対象期間、私は7月以降であると思っているのですけども、7月以降であれば合計7回も会っていない、7回以下だ、7日ではないです、7回以下だと本人は言っています。

A氏は、聞けば、47歳前後の男性であり、彼の自宅は草津マンションの真裏、徒歩3分のところに大きな建物、大きな戸建ての自宅があり、そこにA氏は父と住んでいるのではないかとのことでした。そして、現在、A氏は北村議員ではない彼女がいるとのこと、この審議する期間が最大6カ月だとしても、この彼女はそれより前からいるのだということで、A氏が北村議員と同居しているというのはおかしな話になってくると思います。こんなうそをつくでしょうか。A氏、A氏の父、必要であればA氏の彼女にも聞けばいい話だと思います。

そして、さらに驚くことには、北村議員は少なくとも審査対象の去年7月以降、月に3回程度猫の餌やり当番や必要な仕事書類の回収ぐらいしか草津マンションには行っていなかったと言っていました。猫の世話は30人近いボランティアの集団で当番制でかわるがわる行っているそうです。その中にA氏も入っているということなんですけども、なので猫の餌やり当番の中で、A氏に会うことはないわけですね。滞在時間は長くとも20分程

度だと言っていました。

彼女も証言しています。例外的に年末年始に菖蒲へ事務所引越し作業を行っていて、レクサスですね、彼女がふだん乗用している車を置きっ放しにして、あれでは荷物が運べないから、荷物を輸送しやすい車を借りて作業していたとお聞きしました。

12月にはA氏との契約を終了していたと言っています。こんなうそをつくでしょうか。うそにしては大胆過ぎませんか。ある程度の滞在時間があり、うそをつくなら仕事でちょこちょこ行って滞在していたんだ、だから、メーターが回っていたんだが無難なはずなんです。

この話が本当なら、草津マンションの電気・ガス・水道の調査は無意味というしかありません。そもそも前提である西河原マンションにいないのは、草津マンションにいたからであるという流れが成り立ちません。これらは一例であって、聞けばほとんど全ての報告事項の項目で北村議員は反論されます。それも私から初めて聞く報告書にある仮説に対して即答です。そして、矛盾なくです。これらのことは北村議員が言っているだけで、私は確かに裏はとっていません。私は裏をとっていません。ここ重要です。私は裏をとっていません。笑って下さい。ここ重要なところです。

これらのことは北村議員が言っているだけで、確かに私は裏をとっていません。しかしながら、資格審査委員会が得た証拠資料及び第4回資格審査で彼女自身が証言した内容と矛盾するものではないんです。

資格審査委員会が長い時間苦勞していただいて、結論付けたストーリーもまたそれら資料2及び尋問に対してそれなりに成り立つものではありません。しかし、重要なことがここにあります。この2つのストーリーは相反するものだという事です。どちらかが違うわけです。反証が必要だということはそういう事です。

この2つ目のストーリーを今ここにいる議員がしっかりと、今笑い声も聞こえました、聞かれたと思います。この2つ目のストーリーがあるのに、この2つ目のストーリーが今示されたのに黒だと断言できますでしょうか。追加の調査が必要という結論にしかならぬのが普通の感覚かと思います。

何を今さら、今ごろになって言われるのかというふうに思っておられるかと思います。そもそも私には資格審査委員会に対して発言する権限は与えられていませんので、そういうことはなかなか難しいわけですが、だから先に述べましたとおり、積極的になのです。積極的に彼女の言い訳を聞く必要があったのです。反証のプロセスをしっかりと含めた

調査が必要だったのではないのでしょうか。

黙秘をするわけではない被疑者がいて、冤罪を防ぐべく真実を見出そうとするならば、積極的に被疑者に言い訳をさせて、その反証をとるというプロセスは極めて重要かと思えます。

2つ目のストーリーをここにいる議員はしっかり今聞かれたかと思えます。それを否定するものはなく、それに対する反証はありません。はっきり黒と言えないのに黒で立つことは、これから行われる採決に対して委員として真摯な姿勢でしょうか。

以上で反論を終わります。

○議長（矢野隆行君） 次、第1番、東郷克己議員。

○1番（東郷克己君） 第1番、東郷克己です。

議員の資格決定について、このたびの北村五十鈴議員に対する資格審査特別委員会調査報告書に賛成の立場から討論を行います。

まず、内容に対する意見の前に言及せねばならない重要な問題があります。まず1つ、先ほどの弁明に対して2、3言及させていただきます。

今回の弁明の内容は、その弁解の場の有無など多くの議員と見解を異にする内容を一方的に述べられました。また、ここにいる全ての方が真実かどうか判定できない内容を真実として述べられました。その中には、西河原自治会における謀議と主張される内容もあり、これは私たちは、録音がある、何度も聞かされておりますが、しかし、その内容を録音自体を聞かされたことはありません。また、市民の訴えの無効やあるいはセクハラ発言等々、一連の流れは論点のすりかえであり、ごまかしであります。

さらに、選挙管理委員会からの回答の一部、選挙の効力は確定しているという部分だけをここで述べられたのは甚だ遺憾であります。この委員会の回答の中には、被選挙権の有無を調査する権限は、選挙管理委員会にないとの回答もございました。にもかかわらず、選挙管理委員会が認めて当選したのだから等々の言説を繰り返し繰り返しかたくなに述べておられます。こうした点、考慮すべきかと思えますので、まず前段で訴えさせていただきました。

またさらに、地方自治法第127条には被選挙権の有無は、中略しますが、議会がこれを決定するともあります。申し添えておきたいと思えます。

さらにもう一つの事案、野洲市職員の皆様へと記された平成30年6月25日付けの野洲市議会自民創政会と記された文書でございます。この文書はいつ配付されたか私にはわ

からないところがございますが、議会事務局で確認をさせていただきました。そして、この文書は野洲市庁舎管理規則に明らかに違反しております。同規則の第4条2には公共用、または公用を目的とする以外の広告物、ビラ、ポスターなど類するものの配付を禁止しており、これに明確に違反しております。

去る26日の全員協議会では、出前懇談会に対する内容に対し、同会派の議員から出前懇談会はこれまで議会改革特別委員会で諮ってきた旨の発言があり、これまでの慣例と異なる対応となったことに対し、苦言を述べられました。そして、議会事務局長が陳謝される一幕がございました。

条例の制定や改廃というルールをつくる議会において、慣例というルールを守ることは重要であり、これを指摘された1件と私は理解しておりますが、今回のこの文書の配付は慣例ではなく、より重みのある成文化された市の規則であり、我々議員は市民や市職員の先頭に立って、これを遵守していく必要がございます。

これら会派名を明示した文書によって破られたことは誠に遺憾であり、市議会全体としてこの違反文書配付に対する対処を考えねばならないと考えております。

また、このビラの内容は北村議員が今先ほど申し上げた等の内容、かたくなに訴えてこられた主張ばかりであり、特別委員会調査報告書に記された詳細なデータ及び分析により否定されるものであるため、ここでは触れることは控えたいと思います。

さて、最も重要な部分と私が考えていることに対して、これから述べさせていただきます。我々議員の責任の重さについて触れます。市長と議会という二元代表制のもと、条例の制定や改廃、予算決定や決算認定などの議決権をはじめ、市民を代表する機関である議会の一員として、我々議員には大きな責任と権限が付与されています。議決にあたっては、病院問題のように、時に市民を二分する長年の議論を決することもあり、私自身、その責任の重さを痛感したところがございます。

さらに、議会制民主主義の根幹である選挙制度について確認をさせていただきたいと思っております。先に述べた大きな責任と権限を我々議員に与えているのはひとえに選挙による市民の負託です。議会では思想信条やさまざまに背景の異なる議員がそれぞれ信じるところに従い、あらゆる案件に対して意見をぶつけ合い、事を決します。議会が市民の意見、民意を正しく反映した判断をするためには、厳格なルールに則った公正公平な選挙の実施が何より重要です。公職選挙法の遵守は特定の争点の賛否や思想信条の違いをはるかに越えた絶対的な要件であり、これを守ることは議会人の最大の使命と言えます。

この2点を確認した上で、先日24日に新聞折り込みされた不可解なチラシ、多くの方もご覧いただいていると思いますが、これについて少し言及をさせていただきます。

まず、このチラシは発行元として北村五十鈴後援会、チーム北村と記述されておりますが、発行責任者名や住所、電話番号等は記載されておらず、メールアドレスが記されているのみです。また、応援者として6人の方の氏名が掲載されておりますが、しかし、ここでも大まかな住所でさえも掲載されておられません。素性、どこの誰という言葉がありますように、住所は個人を特定する重要な情報であり、これは一切省略されているこのチラシは責任ある言論とは到底言うことはできません。

さらに、その記載内容も虚偽または誤認が極めて多く、資格審査特別委員会Q&A、この下段にあるところでございますが、ここでは事実と異なる記載や読者を誤解させる記述が多く見られます。特に5つ目の質問、資格を審査するのだからその期間はいつからとするのかという質問と、これに対する回答、議員は4年で一度失職する、よって現任期11月1日の就任当時からであるとは、特別委員会の見解ではなく、北村議員自身が繰り返し、かたくなに訴えていた内容です。

この点について、公職選挙法第9条の2で「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き、3カ月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する」と規定し、続く10条の5で「市町村の議会の議員については、その選挙権を有するもので年齢満25年以上の者」と被選挙権を規定しています。

これらから、野洲市議会議員としての被選挙権、つまり選挙への出馬に必要な条件は昨年の市議会議員選挙の告示前日、10月14日になりますが、3カ月前から最低でも野洲市内に住所を置いているということであり、特別委員会でも委員長の挨拶等で繰り返し言及されているところです。

他にも指摘をしておきたい点は数存在しますが、チラシの正誤を決するのは目的ではないため、これでとどめておきます。

さて、資格審査特別委員会調査報告書は大変綿密な調査と、その結果、明らかになった事実に基づいた分析結果をわかりやすく記述されており、委員会の判断は妥当と考えております。以下、幾つか根拠を申し述べます。

まず、大前提となる資格審査期間の妥当性について述べます。前段で申し上げたとおり、公職選挙法は3カ月以上住所を有することを規定しています。この住所とは、単に住民票のある住所ではなく、実際に寝起きし、生活の本拠となっているところを指すことは、昭

和29年及び32年、35年、さらに平成9年の各最高裁判決により明らかになっていきます。また、問題の自民創政会ビラの選挙管理委員会による立候補時の資格審査を経て、選挙により選ばれたんやとの記載や、本年5月17日にインターネット上の提示であるフェイスブックへの資格期間は選挙後の11月から1月までの3カ月間のはず、選挙前は選管が認めて候補になれた、議員は4年に1度身分を失い、失職する。そして、新たに市民から選挙で負託を受ける、だから、議員はさかのぼって審査は受けないと北村議員の投稿が間違いであることは、以前の北村議員後援会発行チラシに掲載されていた問いに対し、選挙管理委員会の届け出た候補者の被選挙権の有無を調査する権限はない。届け出書類を形式的に審査し、これが整っていたため受理したとの回答からも明らかです。

したがって、今回の資格審査特別委員会の調査期間が被選挙権を問う上で、最も重要な野洲市議会議員選挙の3カ月前を含む1年間に設定されたのは当然のことであり、合理的かつ妥当な判断です。

また、特別委員会での証人尋問で、北村議員は自宅には午前1時に帰って、午前5時半には出ていく、自炊もしない、風呂にも入らない、帰って寝るだけという私には信じがたい生活実態を証言されました。これは最も客観的なデータである光熱水費の使用がごく一般的な在宅時間では、どれも生きていくこと自体が困難なレベルであること。とりわけ、人の生に最重要である水道の利用実態は昨年3月から9月の半年間でゼロ立方メートル、つまり最大でも6カ月間の利用が0.99立方メートルのみであり、トイレを1日に1度流せるかどうかというレベルであること、さらにまた電気使用量及びガス使用量についても調査報告書の説明のとおり、生活に値しない数値が並んでいることから、この覆せないデータに合わせた生活実態を描かれたものと推察できます。

一方、ご本人が本年5月9日のフェイスブックに議員の居住実態とは生活実態のこととし、私の生活の根拠資料は5年分あると、ガソリンは何々、クリーニングはと商店名を列挙して、生活の買い物は全部野洲市と記述、宅配便もピザも届くとされていますが、これらの商店に24時間営業の店は私の知る限りございません。また、早い店は午後7時ぐらいには閉店されます。さらに宅配の配達も午後8時からせいぜい9時程度までであり、午前1時から5時半までしか部屋にいない、平均4、5時間の滞在時間であるとのことご本人の証言と明らかに食い違い、整合性がとれません。

最後に、この資格審査を巡っては居住実態があるとする方、ないとする方、双方の市民の方々から陳述書などが届いています。これらの方々はいずれもこれまでご覧になられた

範囲の真実を述べていらっしやると思います。しかし、それらは共に真実の一断面であることから、資格審査という非常に重い判断をするためには、個々人の主観的な意見ではなく、生活に必要不可欠で客観的かつ正確なデータに基づいて判断することが欠くことのできない条件と類似にわたる最高裁判例でも示されております。

これらを総合的に判断すれば多様な生活というふうなことを考慮したとしても、資格審査特別委員会の結論は客観的資料に基づいた冷静な判断であり、妥当であると評価し、賛成討論といたします。

議員各位のご理解とご賛同をお願いいたします。

○議長（矢野隆行君） 以上で通告による討論は終了いたしました。これをもって、討論を終結いたします。

これより、北村五十鈴議員の資格決定について採決を行います。

動議。

暫時休憩いたします。

（午後 6 時 2 5 分 休憩）

（午後 6 時 3 0 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

起立により採決を行いたいと思いましたが、ここで動議が出ました。採決につきましては、荒川議員、立入議員、長谷川議員から無記名投票という動議が出ております。他に、山崎議員、坂口議員、橋議員の 3 名におかれましては、記名投票という 2 つの動議が出ましたので、先にこれにおきまして投票を行いたいと思います。

まずはじめに、記名投票による投票を行いたいと思います。

（「起立採決」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 起立採決でいきますか。

暫時休憩いたします。

（午後 6 時 3 1 分 休憩）

（午後 6 時 3 4 分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

無記名にするのか、記名にするのかをこれから諮りたいと思います。

第 8 2 条の項目で、出席議員の 3 人以上が要求ある場合は、記名または無記名で投票を表決する、これを諮る前に同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、いずれの方

法で無記名投票で今回もう一度諮りますので、これから投票を行います。

暫時休憩いたします。

(午後6時35分 休憩)

(午後6時37分 再開)

○議長(矢野隆行君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、記名投票にするのか無記名投票にするのかを、無記名で投票をしたいと思います。

まず、この採決は、最初に記名投票で行いますに対しまして賛成か反対かについて投票をお願いいたします。

議場の閉鎖をお願いいたします。

(議場閉鎖)

○議長(矢野隆行君) 議場の閉鎖が終わりましたので、次に移ります。

ただいまの出席議員は17名でございます。

次に、立ち会い人を指名いたします。会議規則第32条2項の規定によって、立ち会い人に第5番、坂口重良議員、第6番、岩井智恵子議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のために申し上げます。今回の投票は記名で投票することに対して賛成か反対を先にやりますので、間違いのないようお願いいたします。

(投票用紙配付)

○議長(矢野隆行君) もう一度繰り返します。今回の投票は記名投票することに対して、賛成の方は賛成、反対の方は反対を、名前の書く欄がございますので、無記名投票でお願いいたします。

投票用紙の漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(矢野隆行君) 配付漏れはないと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○議長(矢野隆行君) 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので順番に投票をお願いいたします。

(職員点呼、投票)

○議長(矢野隆行君) 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 投票漏れはなしと認めます。これで投票を終わります。

開票を行いますので、坂口議員、岩井議員、立ち会いをお願いいたします。

（開 票）

○議長（矢野隆行君） 投票結果を報告いたします。

賛成 13

反対 4

多数により記名投票に決定いたしました。議場の閉鎖を解きます。

投票による採決となります。本件に対する委員長の報告は資格決定書案のとおり、被選挙権を有しない者であり、議員資格を有しない者とするものでございます。被選挙権を有しないものであり、議員の資格を有しないとの決定には地方自治法第127条第1項規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要といたします。

ただいまの出席議員は17名であります。3分の2以上は12名でございます。

これより投票を行います。

議場の閉鎖を求めます。

（議場閉鎖）

○議長（矢野隆行君） 投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○議長（矢野隆行君） 投票用紙の漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱の点検をいたします。

（投票箱点検）

異常なしと認めます。

これより、ただいまから投票を行います。事務局長が先ほどと同様、議席番号と氏名を呼びますので、順次投票をお願いいたします。

（職員点呼、投票）

○議長（矢野隆行君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（矢野隆行君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。先ほどと同様、坂口議員、岩井議員、立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○議長（矢野隆行君） 投票結果を報告いたします。

投票総数 17票

有効投票 16票

無効投票 1票でございます。

有効投票のうち

賛成 12票

反対 4票

~~~~~

記名投票結果

賛成（本案を可とする者）

1番 東郷 克己君

2番 山崎 敦志君

4番 橋 俊明君

5番 坂口 重良君

6番 岩井智恵子君

7番 津村 俊二君

8番 矢野 隆行君

11番 山本 剛君

12番 鈴木 市朗君

13番 工藤 義明君

14番 野並 享子君

15番 東郷 正明君

反対（本案を否とする者）

3番 長谷川崇朗君

9番 田中 陽介君

17番 荒川 泰宏君

18番 立入三千男君

無効

10番 稲垣 誠亮君

除斥

16番 北村五十鈴君

~~~~~

○議長（矢野隆行君） この案件は被選挙権を有しない者であり、議員の資格を有しないとの決定には、地方自治法第127条第1項の規定により、出席議員の3分の2以上の者の賛成を必要といたします。ただいまの出席議員は17名であり、3分の2以上は12名でありますので、賛成多数で可決されました。

委員長の報告のとおり、可決されました。

なお、北村五十鈴さんにはこの結果を休憩中に本職からお伝えいたします。

暫時休憩いたします。再開は随時報告いたします。

（午後6時58分 休憩）

（午後6時59分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

○議長（矢野隆行君） 暫時休憩いたします。

（午後7時00分 休憩）

（午後7時15分 再開）

○議長（矢野隆行君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で、本定例会で付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

ここで市長より発言を求められておりますので、これを許します。山仲市長。

○市長（山仲善彰君） 議長よりお認めをいただきましたので、平成30年第3回野洲市議会定例会の閉会にあたりましてご挨拶を申し上げます。

本定例会は去る6月7日から本日までの22日間でありました。提案いたしました補正予算2件、条例の改正6件、その他1件の計9議案につきまして慎重審議の上、全てお認めいただき、誠にありがとうございます。

本定例会の一般質問、議案質疑を通じまして、市民病院整備事業、余熱利用施設整備運営事業、健康福祉施策、教育施策、道路施策など、さまざまな分野における政策につつま

して貴重なご意見、ご提案を賜りました。

特に、市民病院関連につきましては、来年7月に現民間病院であります野洲病院を市立野洲病院に移行することに伴い、新たに病院事業の職員を採用するにあたり、270人の定員増を内容とする野洲市職員定数条例の一部を改正する条例をお認めいただきました。

今後、施設、運営体制の整備、職員採用手続等々、来年の市立病院開院と駅前市民病院の開院に向けて事業を進めてまいります。

また、一般質問においてご質問いただきました自殺対策につきましては、野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例をお認めいただきましたことから、野洲市自殺対策計画策定委員会を新たに設置し、今年度中に自殺対策計画を策定し、これまで積み上げてきた生活困窮者自立支援の取り組み等々も連動させ、健全で住みよいまちづくりを進めてまいります。

野洲市余熱利用施設整備運営事業につきましては、民間事業者によるPFI方式により、2020年春のオープンに向けて市民の皆さんの期待に応えられるよう、事業を進めてまいります。

また、国の動きといたしましては、幼児教育、保育の無償化措置を当初予定の半年前倒しの来年10月から実施する方針が検討されております。

来年度の受付は、今年の秋から始まることとなります。しかし、まだ具体的な内容等が決まっておりません。本市といたしましても、実務を担う自治体として良質で安全なサービスを公平に提供するために、施設と人材の確保等の状況も見極め、今後の準備やスケジュール、財政面で、また保護者の皆さんにも無用な混乱が生じないように慎重に対応してまいります。

最後に、梅雨の合間、蒸し暑い日が続いておりますが、議員の皆様におかれましては、健康にはくれぐれもご留意をいただき、引き続き、本市の発展のためにご活躍いただきますよう、ご祈念申し上げまして、閉会にあたってのご挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

○議長（矢野隆行君） 以上で、平成30年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れさまでございました。（午後7時19分 閉会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成30年6月28日

野洲市議会議長 矢野 隆 行

署名議員 東 郷 正 明

署名議員 荒 川 泰 宏